

事業承継とは

～あなたの事業を、より長く社会に役立てていただくために～

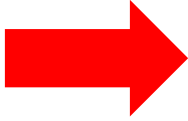
2021年8月10日

**株式会社道家経営・法務事務所
代表取締役・中小企業診断士
道家 睦明
mutsuaki@dohke.net**

本日の内容

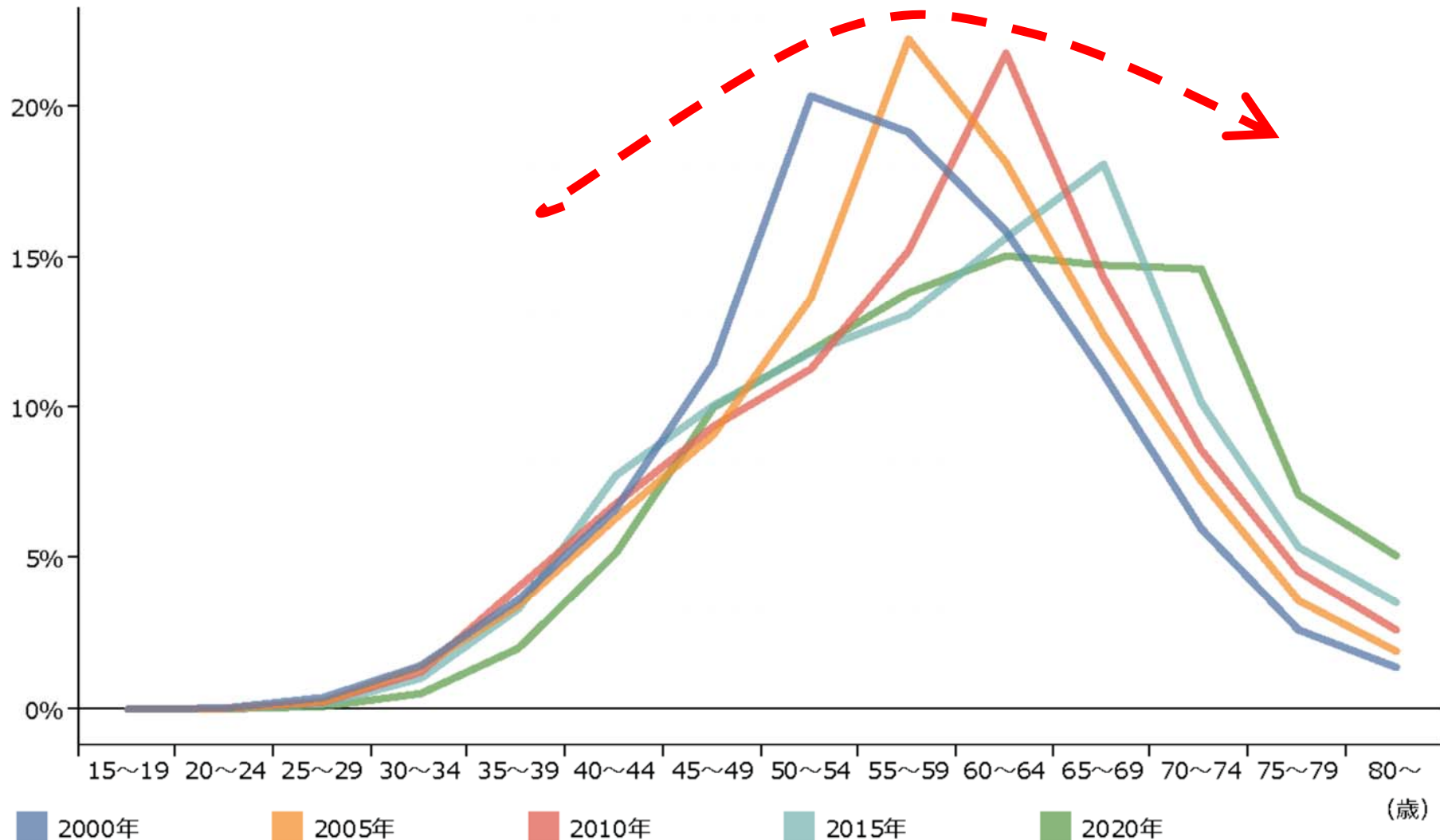
- 1.なぜ、今、事業承継か…
- 2.事業承継を準備しておかないと…
- 3.どんな形で事業承継するか…
- 4.何を準備するか…
- 5.何かメリットがあるか…
- 6.考えるための支援はあるか…
- 7.参考資料は…

本日の内容

- 
- 1.なぜ、今、事業承継か…**
 - 2.事業承継を準備しておかないと…**
 - 3.どんな形で事業承継するか…**
 - 4.何を準備するか…**
 - 5.何かメリットがあるか…**
 - 6.考えるための支援はあるか…**
 - 7.参考資料は…**

事業承継の背景① 経営者の高齢化が進行中

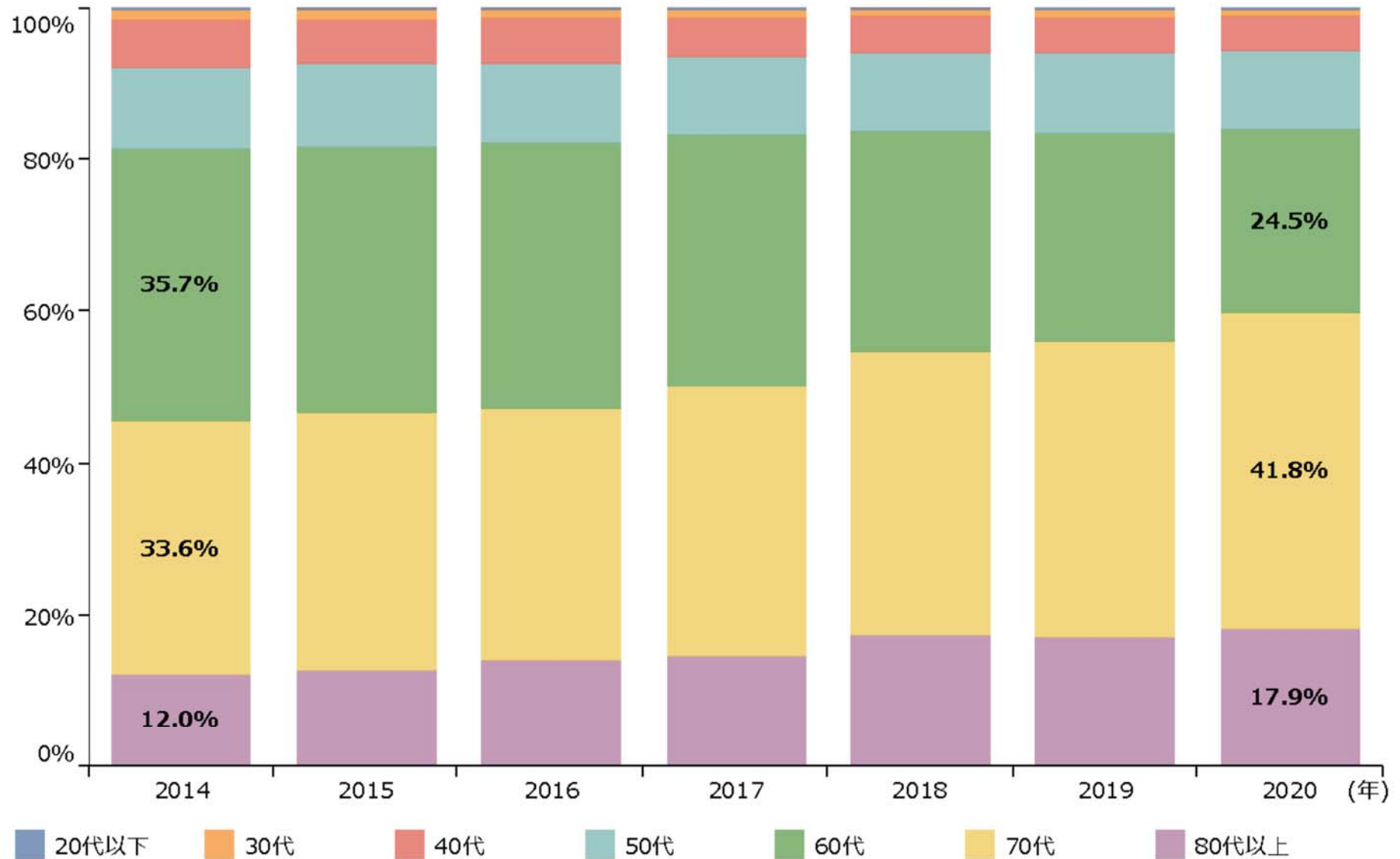
【中小企業の経営者年齢の分布(年代別)】



資料 (株)東京商工リサーチ「企業情報ファイル」再編加工
(注)「2020年」については、2020年9月時点のデータを集計している。

事業承継の背景① 経営者の高齢化が進行中

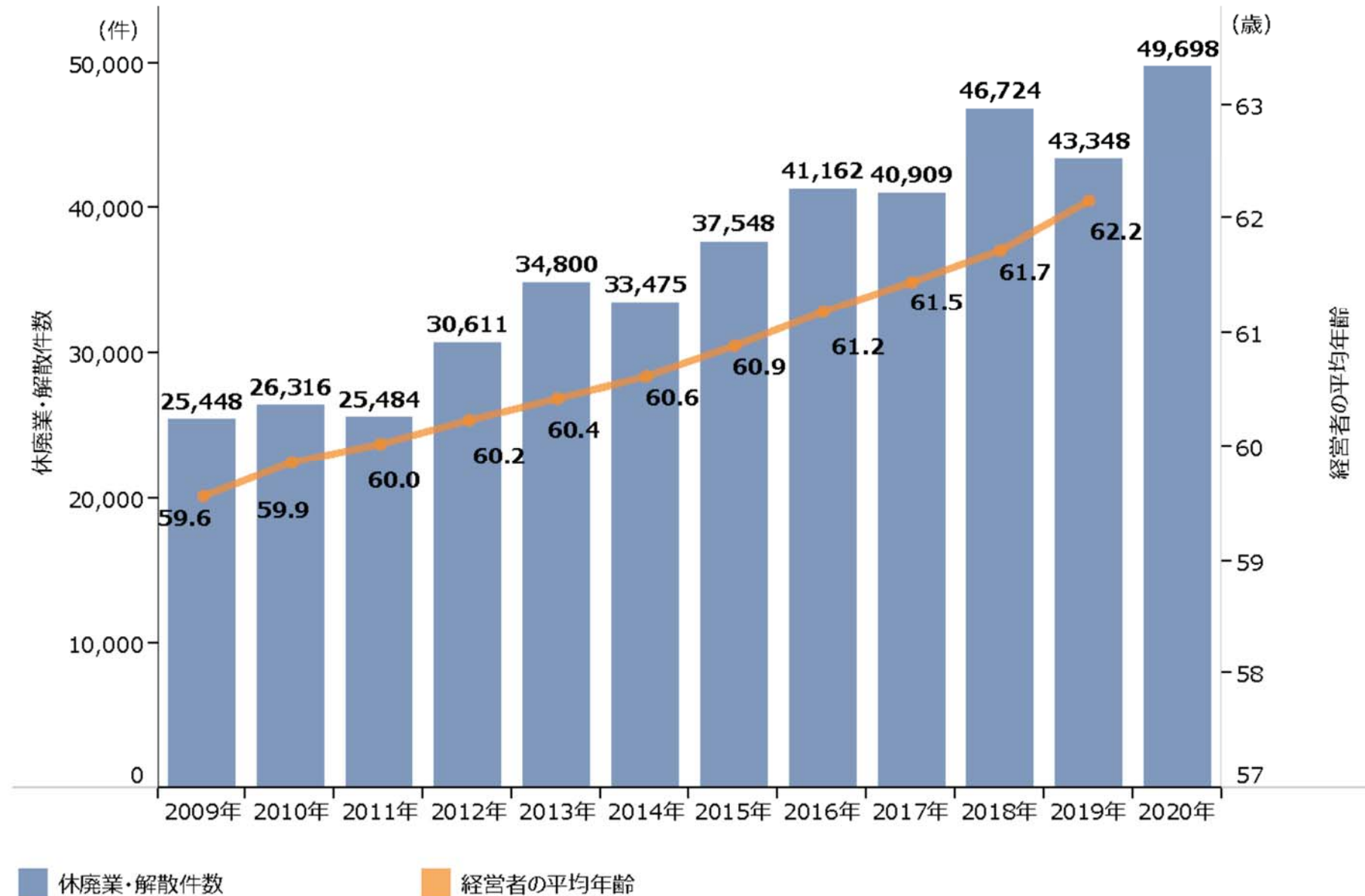
【休廃業・解散企業の代表者の年齢分布】



資料 (株)東京商工リサーチ「2020年「休廃業・解散企業」動向調査」

事業承継の背景① 経営者の高齢化が進行中

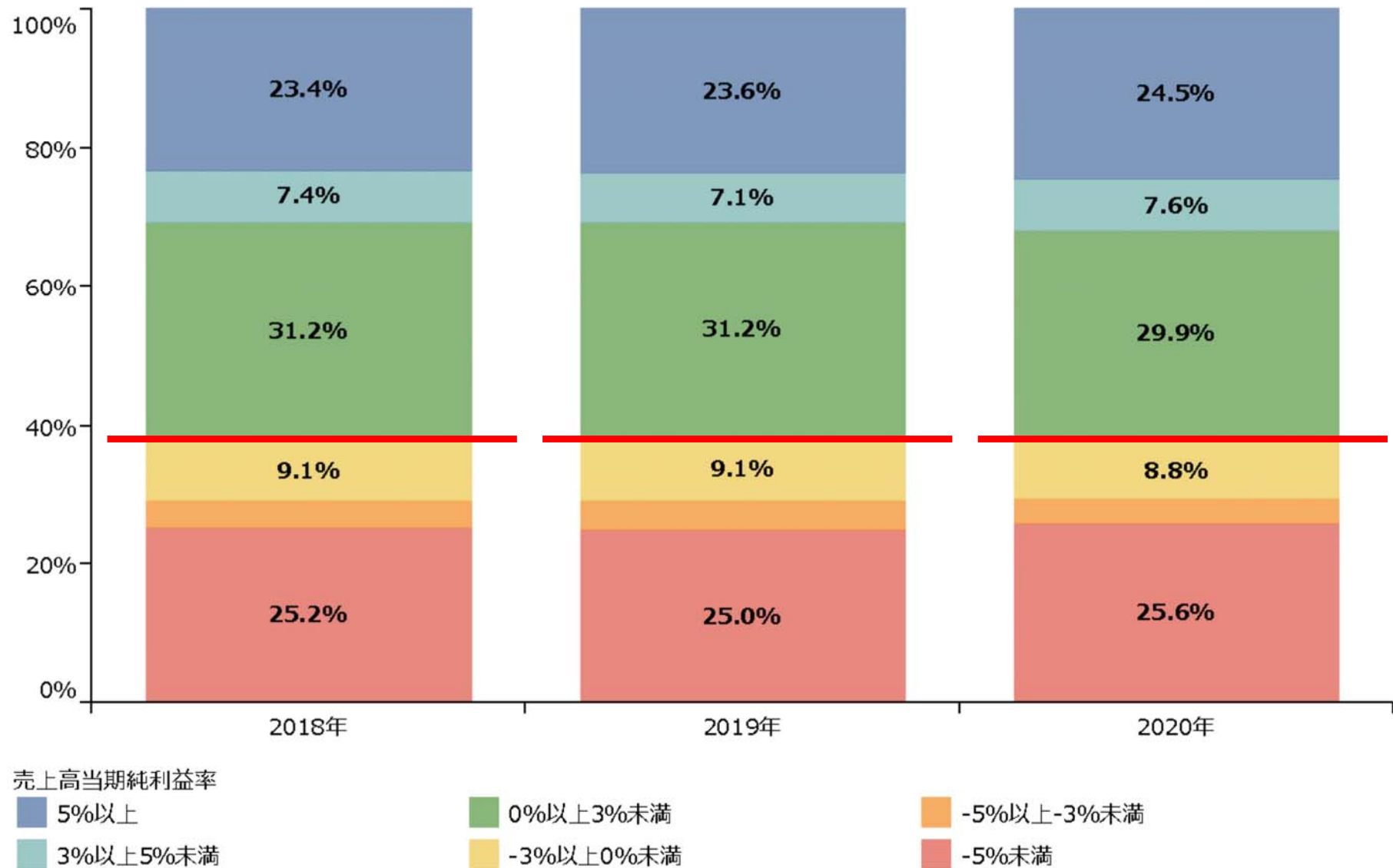
【休廃業・解散企業の代表者の年齢分布】



資料 (株)東京商工リサーチ「2020年「休廃業・解散企業」動向調査」

事業承継の背景② 黒字でも廃業をせざるを得ない

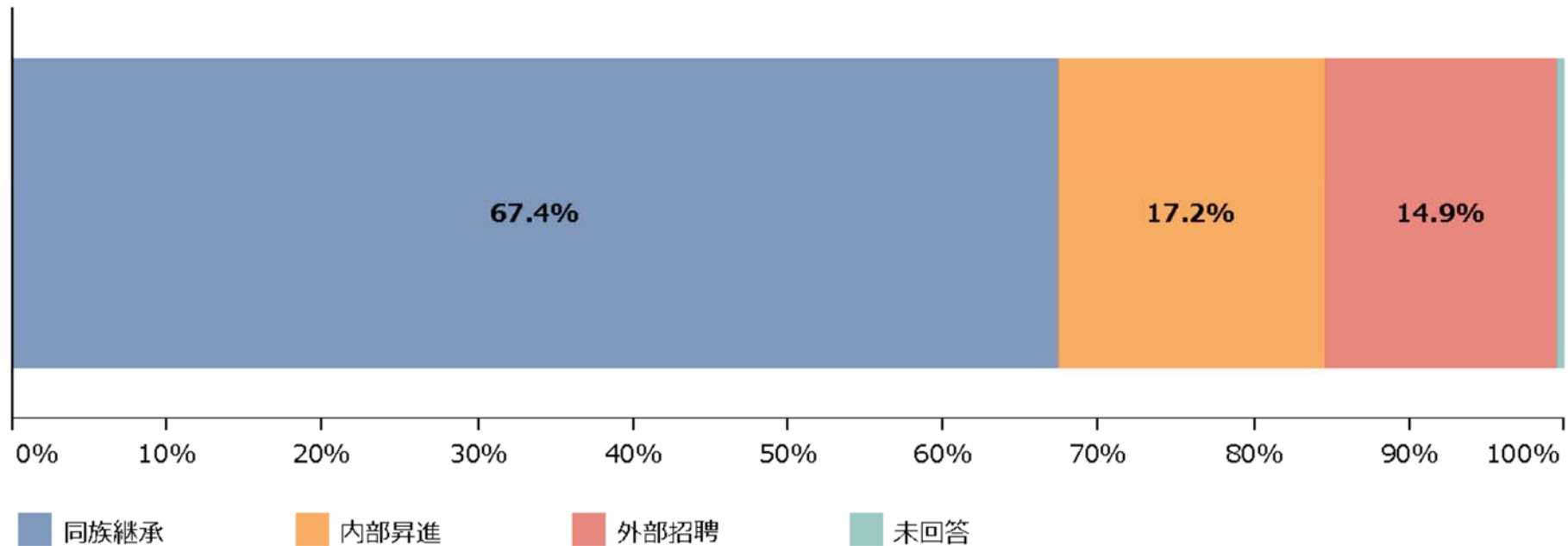
【休廃業・解散時の経営状況 売上高当期純利益率】



資料 (株)東京商工リサーチ「2020年「休廃業・解散企業」動向調査」

事業承継の背景③ 後継者の選択肢が拡大

【後継者有企業の承継方法】



(株)東京商工リサーチ「2020年後継者不在率調査」

事業承継の背景④ 後継者の交代には3年以上かかる

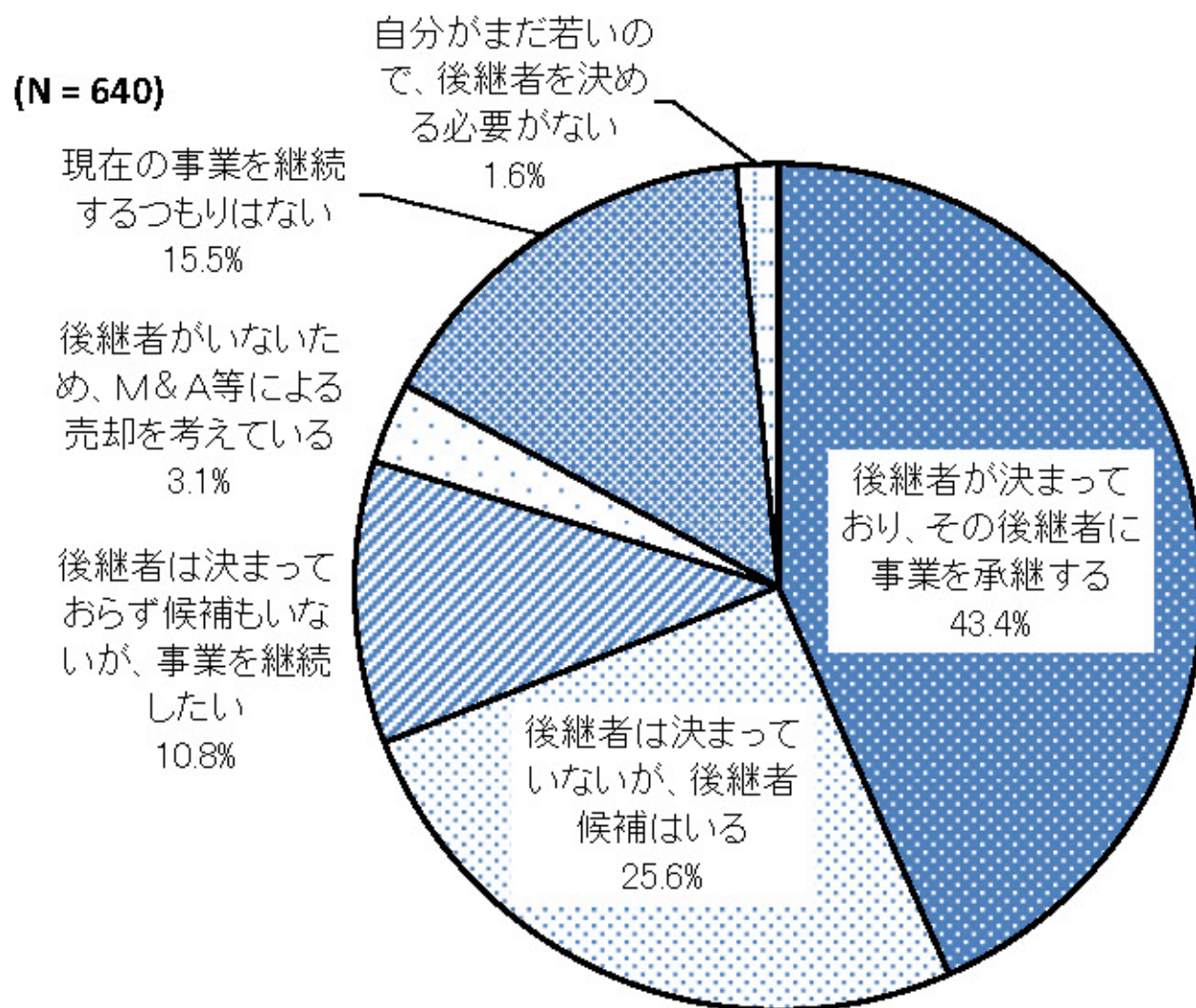
【経営者の就任経緯別、事業承継の意思を伝えられてから経営者に就任するまでの期間】



(株)東京商工リサーチ「中小企業の財務・経営及び事業承継に関するアンケート」

事業承継の背景⑤ 事業承継が未定

事業承継の予定（三重県）



(出典) 三重県内中小企業の事業承継に関するアンケート調査結果（平成30年1月）

事業承継を考える

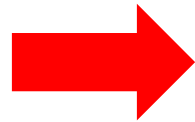
- ① 経営者の高齢化が進行中
- ② 黒字でも廃業をせざるを得ない
- ③ 後継者の選択肢が拡大
- ④ 後継者の交代には3年以上かかる



- 事業の魅力をアップしながら、
- 事業の承継を早めに考え、
- 後継者を幅広い選択肢から選び、
- 計画的に、育成していく。

本日の内容

1.なぜ、今、事業承継か…



2.事業承継を準備しておかないと…

3.どんな形で事業承継するか…

4.何を準備するか…

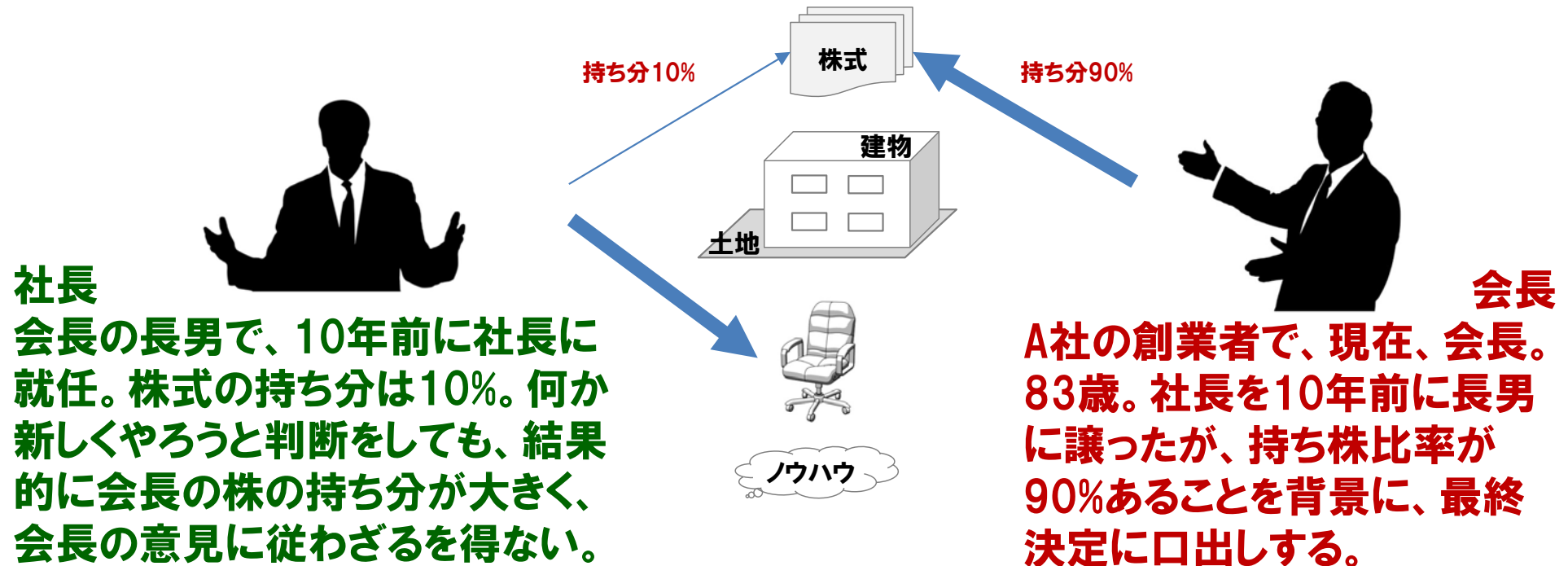
5.何かメリットがあるか…

6.考えるための支援はあるか…

7.参考資料は…

事業の承継を考えておかないと… 事例①

高齢の会長が実権を握り、後継者であるべき社長に、
経営のバトンタッチがすすまなかったため…



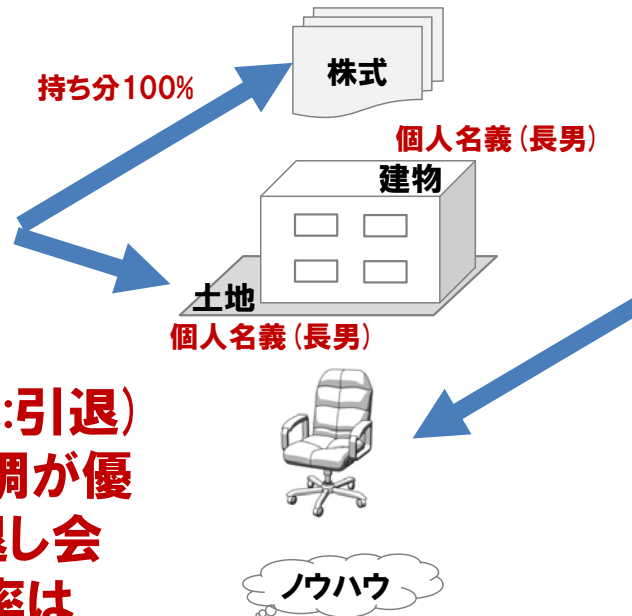
社長が、「会長の株式の持ち分を会社が買い取るのはどうか」ということをメインバンクから会長に話をしてもらったら、会長が激怒し、会社を他人に売却する、という話になってしまった。

事業の承継を考えておかないと… 事例②

兄弟の会社で、後継者であるべき弟社長に、
資産のバトンタッチがすすまなかったため…



長男（前:代表取締役、現:引退）
A社の創業者で、63歳。最近体調が優れないため、1年前に役員を引退し会社には勤務していない。持株比率は100%。会社がある土地と建物は、長男の個人名義。



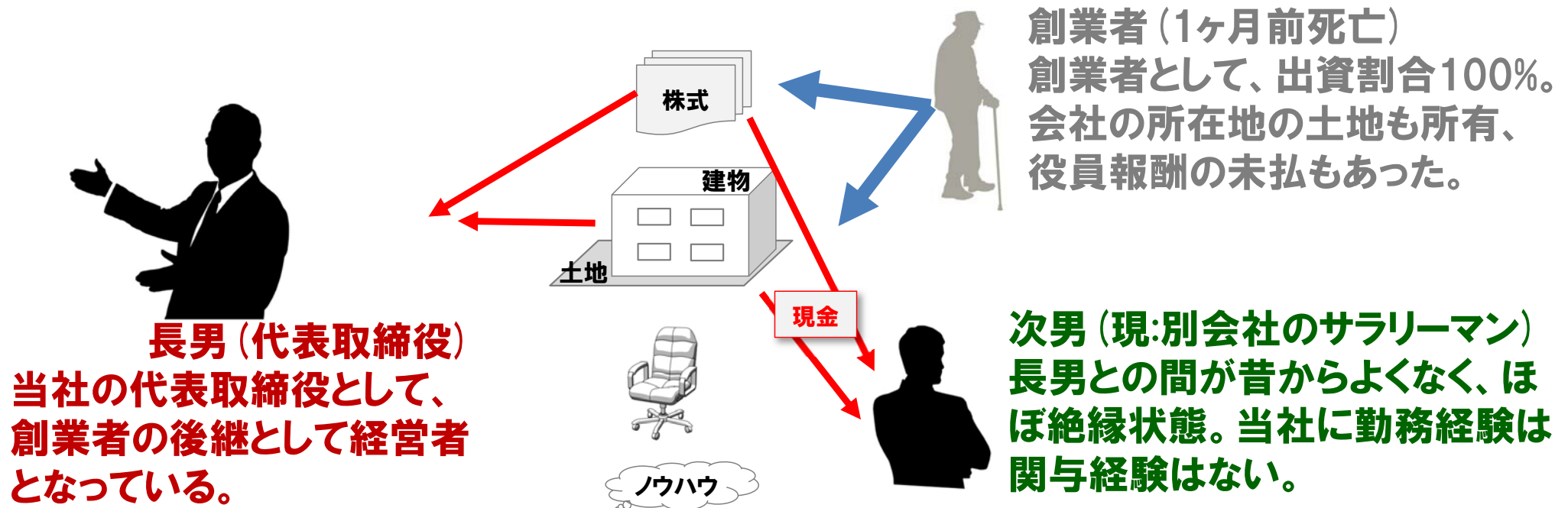
次男（現:代表取締役）
新事業を立ちあげて、現在の主力事業にした功労者。その際に、金融機関から多額の融資を受け、会社がある土地と建物が担保に入っている。先日、脳卒中で倒れた。



金融機関の借入金が多く、長男名義の土地・建物も担保に入っているが、会社の事業も利益が縮小しており、このままいくと、返済もできなくなり、会社のある土地・建物が競売される可能性もある。

事業の承継を考えておかないと… 事例③

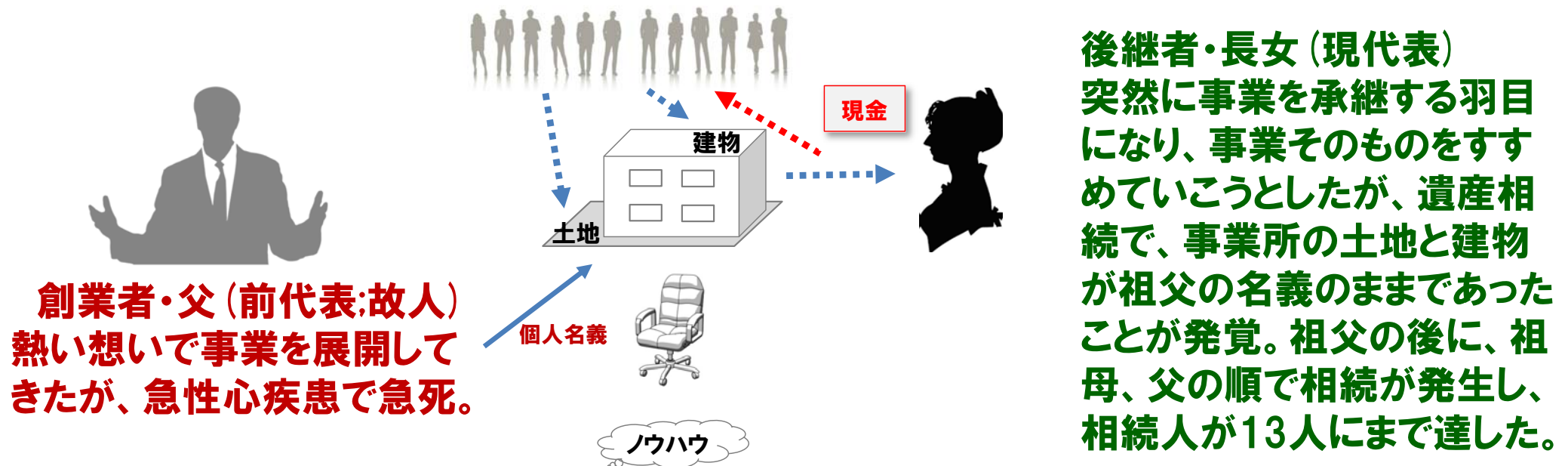
後継者に資産の集中ができていなかったため…



創業者の遺産相続にあたって、事業用資産のすべてを長男に相続させるという案を提示したが、次男が拒否。法定割合での相続を主張。相続分として、事業用資産としての土地の持ち分、株式（出資分）、役員報酬の未払分をまとめて、現金で支払うことになり、会社の資金繰りが悪化。

事業の承継を考えておかないと… 事例④

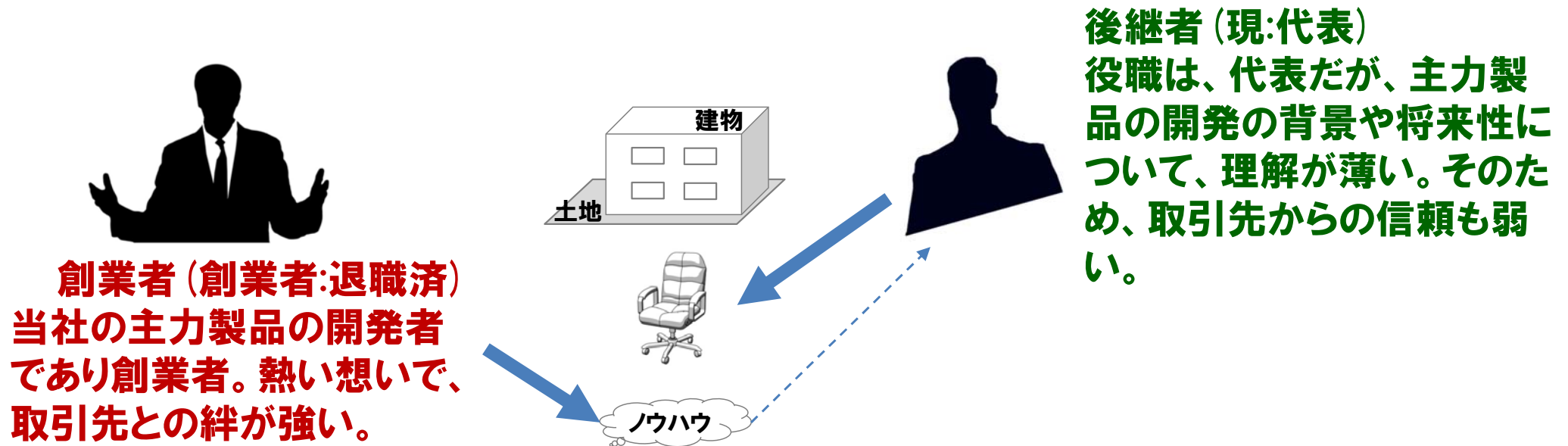
個人事業で、土地・建物の相続手続きができておらず、
知らない関係者が増えて、事業が…



祖父の相続人 (父の兄弟姉妹 [故人もいるためその方の子も含む])、
祖母の相続人、父の相続人 (長女の兄弟姉妹) と協議を持ったが、相
続の権利を主張する方もあり、個人事業の中から金銭を支出せざる
を得ず、経営の資金繰りが急激に悪化。

事業の承継を考えておかないと… 事例⑤

製品・サービスへの想いが、理解できていなかったため…



創業者から後継者に、事業への熱い想いやノウハウなどが理解されておらず、取引先からの信頼も弱くなっている。折角、よい製品・サービスを持っていたても、事業への想いがないので、売上も減少の一途へ。

事業の承継の課題 相続関係の基礎知識

1. 相続税の対象となるもの

1. **不動産** (土地、建物)

2. 金融財産 (現金、預貯金、**株式**、投資信託等)

3. その他 (自動車、家具、電話加入権、ゴルフ会員権、著作権、商標権、特許権、宝石等貴金属、骨董品、未収金・売掛金等)

- ・ 会社からの未払金 (**役員報酬の未払分**など)、会社への貸付金 (**役員借入金**) は、相続財産になる!

2. 相続税の対象とならないもの

1. 祭祀関連 (墓地、墓石、仏壇、仏具等)

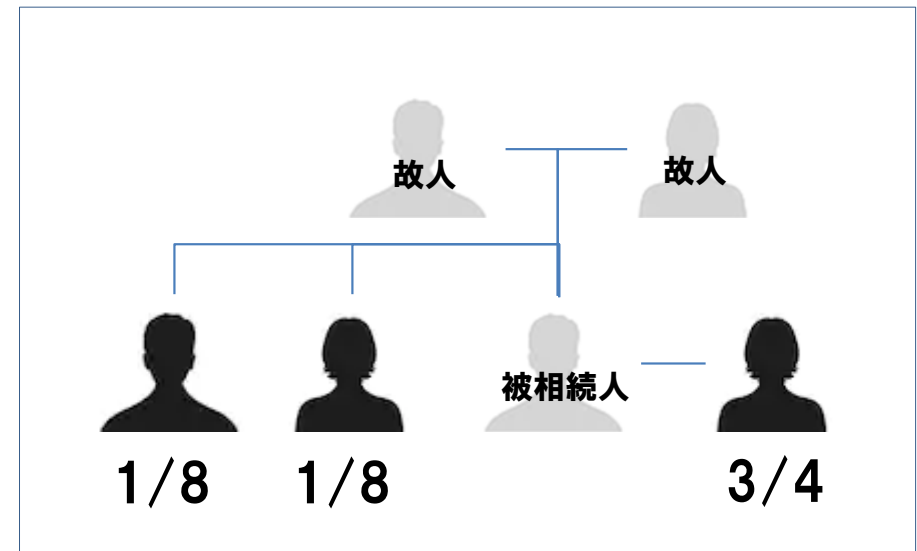
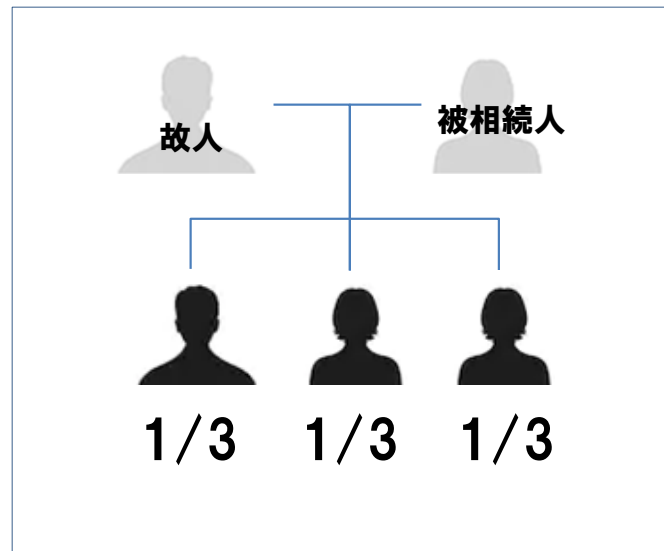
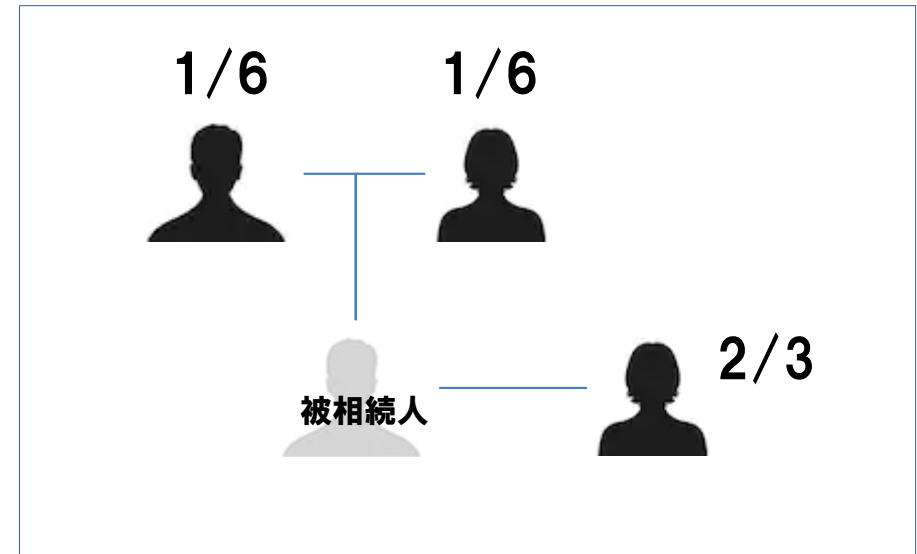
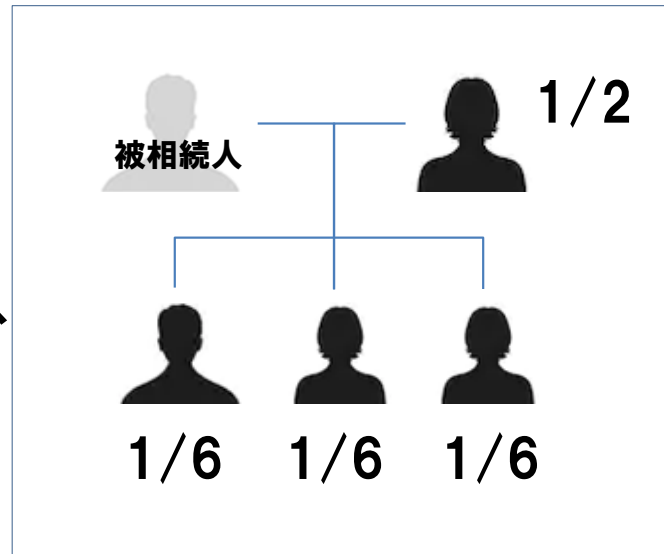
2. 死亡保険金 (500万円×法定相続人数まで)

3. 死亡退職金 (500万円×法定相続人数まで)

事業の承継の課題 相続関係の基礎知識

1. 法定相続分

法定相続分に
合わせなくても、
協議によって、
割合は決定で
きる。
100%/0%も
可能。



2. 遺留分 (遺言によっても排除できない最低限の取り分)

1. 配偶者・子・孫などは、財産の1/2
2. 父母・祖父母などは、財産の1/3

事業の承継の課題 相続関係の基礎知識

1. 相続税の計算ステップ

1. 遺産額の合計

- ・ 不動産、金融財産、その他の財産の合計

2. 課税遺産総額の計算

- ・ $+$ 遺産額 $+$ 亡くなる3年前での贈与財産の金額 $-$ 借金などの債務 $-$ 葬式費用 $-$ 基礎控除額 (3,000万円 $+$ 600万円 $\times$ 法定相続人の数)

3. 遺産分割割合の確定

- ・ 遺言書、遺産分割協議書などにより決定

4. 相続税の総額の計算

- ・ 相続税率表で、総額を計算

5. 相続税総額を各相続人の取得割合に按分

- ・ 相続税総額を相続する割合に合わせて按分

6. 配偶者控除

- ・ 1億6000万円または法定相続分のいずれかの高い方まで非課税

相続税の速算表		
法定相続分に応ずる取得金額	税率	控除額
1,000万円以下	10%	-
1,000万円超から3,000万円以下	15%	50万円
3,000万円超から5,000万円以下	20%	200万円
5,000万円超から1億円以下	30%	700万円
1億円超から2億円以下	40%	1,700万円
2億円超から3億円以下	45%	2,700万円
3億円超から6億円以下	50%	4,200万円
6億円超から	55%	7,200万円

事業の承継の課題 相続財産の遺産額計算の流れ

【不動産】

1. 「**固定資産税 納税通知書**」を確認する。
 1. 毎年4月に届く。この一覧表で、どこのどれだけの**面積**の土地・建物が対象になるか、確認する。
 2. また、各土地・建物の「**固定資産税評価額**」を確認する。
 3. 共有持ち分の場合、土地や建物の登記簿を確認し、持ち分割合を確認する。
2. 土地の評価額を計算する。
 1. 国税庁「**路線価図・評価倍率表**」
<https://www.rosenka.nta.go.jp/> から、土地の場所が、「**路線価**」で評価するか「**倍率**」で評価するか確認する。
 1. [**路線価**] → 路線価図で、「**面積**」×「**路線価の係数**」(例:28F=28千円/㎡)で計算。さらに、各地域に補正率があれば、それを勘案。
 2. [**倍率**] → 倍率表を見て、「**固定資産税評価額**」×「**倍率**」で計算する。
3. 建物の評価額を計算する。
 1. 「**固定資産税評価額**」が評価額となる。

固定資産税 納税通知書

[illegible]

路線価図



倍率表

令和 3 年分

倍 率 表

2 頁

市区町村名：三東郡菟野町				四日市税商算		
市区町村名（丁目）又は大字名	適用 地 域 名	使用地別	固定資産税評価額に乘ずる倍率等			
			平地	田	畑	山林 原野 牧場 漁野
小島	1 松達園地（上段路）	1.1	—	—	—	—
	2 熟道四日市菟野大安蔵（通称ミクロード）沿い	1.1	中	16中	18中	36中 34
	3 上記以外の地域	30	1.1	中	7.1中	15中 24中 24
	音羽 市街化区域	40	1.1	市比準市比準市比準市比準	市比準市比準市比準市比準	市比準市比準市比準市比準

事業の承継の課題 相続財産の遺産額計算の流れ

【株価】

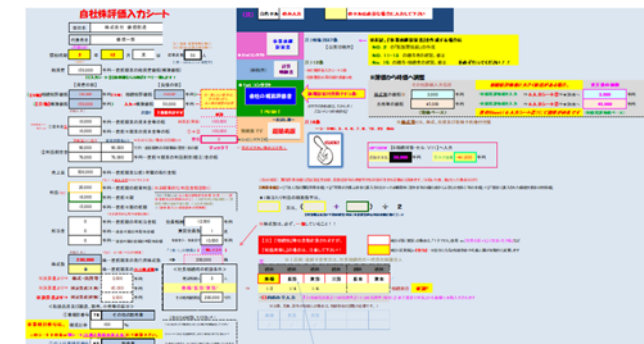
1. 過去3期分の決算書を用意する。
2. 「自社株評価」のシートをネットからダウンロードする。

1. 例:知恵地蔵コンサル

- <https://kachikachiyama1965.wixsite.com/chiejizo/services>

2. 決算書から、資本金、総資産、利益、固定資産、業種等を入力する。

3. 概算株価が計算される。



概算株価 ① ※1株=50円にて計算しております。 NO.3

$$\text{Ⅰ. 類似業種比準価額} \times \text{L} + \text{② 純資産価額} \times \text{1-L} = \text{③ 併用方式による評価額}$$

Ⅰ. 類似業種比準価額: 238円 × L: 0.75 = 178.7円

Ⅱ. ② 純資産価額: 500円 × 1-L: 0.25 = 125円

③ 併用方式による評価額: 178.7円 + 125円 = 303.7円

※ 1株あたりの概算株価は **60,600,000円** となります。(決算書上の1株あたり 30,300円)

類似業種比準価額方式

業種	類似業種比準価額
大倉組(0.7)	50,000円
中倉組(0.8)	150,000円
小倉組(0.8)	100,000円

※ 1株あたりの概算株価は **238円** となります。

純資産価額方式

項目	純資産価額
資本金	50,000円
利益剰余金	150,000円
固定資産	100,000円

※ 1株あたりの概算株価は **600円** となります。

※正式には、税理士による計算が必要です。

本日の内容

- 1.なぜ、今、事業承継か…
- 2.事業承継を準備しておかないと…
-  3.どんな形で事業承継するか…
- 4.何を準備するか…
- 5.何かメリットがあるか…
- 6.考えるための支援はあるか…
- 7.参考資料は…

事業承継のパターン

事業の承継パターン

親族内承継

〈メリット〉

- 一般的に内外の関係者から心情的に受け入れられやすい。
- 一般的に後継者を早期に決定し、長期の準備期間を確保できる。
- 他の方法と比べて、所有と経営の分離を回避できる可能性が高い。

〈デメリット〉

- 親族内に、経営能力と意欲がある者がいるとは限らない。
- 相続人が複数いる場合、後継者の決定・経営権の集中の困難性。

親族外承継 (従業員等)

〈メリット〉

- 親族内に後継者として適任者がいない場合でも、候補者を確保しやすい。

〈デメリット〉

- 親族内承継と比べて、関係者から心情的に受け入れられにくい場合がある。
- 後継者候補に株式取得等の資金力がない場合が多い。
- 個人債務保証の引継等の問題。

親族外承継 (第三者)

〈メリット〉

- 身近に後継者として適任者がいない場合でも、広く候補者を外部に求めることができる。
- 現オーナー経営者が会社売却の利益を確保できる。

〈デメリット〉

- 希望の条件(従業員の雇用、価格等)を満たす買い手を見つけるのが困難。

事業承継のパターン

事業の承継パターン

親族内承継

わかりやすいが
なানাあになりがち。
兄弟姉妹等の
関係者が絡む。

公私混同をしない、
させないための
ルールが必要。

親族外承継 (従業員等)

仕事がわかって
いるから
営業的には
継続性がある。

ただ、後継者側の
事情(資金)にも
配慮が必要。

親族外承継 (第三者)

自社の強みと
従業員雇用の
維持が重要。

長期的な方針や
利益計画で事業
の魅力をつけて、
相手を探すことが
基本。

本日の内容

- 1.なぜ、今、事業承継か…
- 2.事業承継を準備しておかないと…
- 3.どんな形で事業承継するか…
-  4.何を準備するか…
- 5.何かメリットがあるか…
- 6.考えるための支援はあるか…
- 7.参考資料は…

事業の承継の課題 3つの領域

事業承継の課題

【ヒトの承継】 ヒト

後継者の選定
後継者の能力
関係者の協力
...

【資産の承継】 モノ・カネ

自社株式
事業用資産（土地・建物・設備など）
資金（運転資金等）
...

個人資産

【目に見えにくい経営資源（強み）の承継】 知的資産

経営理念
信用・実績
営業秘密
特許・ノウハウ
熟練工の匠の技
営業担当の人脈
顧客の情報
許可・認可・認証
...

現経営者と後継者が
共同で棚卸しをして
取組む領域
↓
「強みの”見える化”」

事業承継に向けた、基本的な流れ

① 現状の確認: いま、本当のところはどうなっているか?

経営の承継	人の承継	資産の承継
事業そのものは? ～事業の将来性はあるか? - 経営理念・経営方針・ビジョン - 事業の魅力(設備だけでなく、人材、技術、組織力、顧客とのネットワーク、ブランド等も含めて) - 経営資源・リスク(短/長期) - 事業展開による長期的なキャッシュフローの計画	後継者(候補)は? ～どんな人がいいのか? - 後継者に求める条件 - 後継者の資質 - 後継者の資産状況 (M&Aの場合)承継先の選定条件	事業に関わる資産は? ～だれが、どんなものを、どれくらい? ～所有割合や担保はどうなっている? - 個人資産(土地・建物・預金等/事業用・非事業用) - 法人資産(土地・建物等) - 法人資本(株主・持株比率等)

計画
策定
支援

② 目標の設定と具体化: どんな状態になっていたいのか? そのためにどうする?

[事業の魅力の磨き上げ・成長・発展] 製品・サービスは? 生産工程・サービス提供工程は? 財務状態やキャッシュフローは? 人材・技術・ノウハウ・顧客・ブランド等は?	[後継者の選択・能力向上] 誰に? いつ? どのようなステップで? どこまで?	[株式・財産の集中] だれの保有に? いつ? どのようなステップで? 担保はどうする?
---	--	--

中期経営計画

事業承継計画

1. 親族内に承継
2. 従業員に承継
3. 外部の第三者に承継(M&A)

③ 関係者の方向性共有・同意: みんなで納得する!

実行
支援

④ 事業承継計画の実行: 目標をめざして着々と実行する!

M&A
仲介
税制
優遇

事業承継対策の進め方

STEP 1【現状の把握】

- ① 会社概要の把握
現状と将来の見込み、キャッシュフロー、知的資産等
- ② 株主、親族関係の把握
- ③ 個人財産の概要把握
保有自社株式、個人名義の土地・建物、個人の負債、個人保証等

STEP 2【後継者・承継方法の確定】

- ① 親族内に後継者候補がいるか？
- ② 社内に後継者候補がいるか？
- ③ 後継者候補の能力・適性は？
- ④ 後継者候補への意思確認は？

STEP 3【事業承継計画の作成】

- ① 中長期の経営計画に、事業承継の時期、具体的な対策を盛り込んだ「事業承継計画表」の作成
- ② 法定相続人及び相互の人間関係、株式保有状況の確認
- ③ 相続財産の特定・相続税額の試算・納税方法の検討等

I. 親族内承継

1. 関係者の理解
 - ① 事業承継計画の公表
 - ② 後継者への権限委譲
 - ③ 新経営体制の整備
2. 後継者教育
 - ① 社内での教育
 - ② 社外教育・セミナー
3. 株式・財産の分配
 - ① 後継者へ経営権集中
 - ② 財産分配方針の決定
 - ③ 生前贈与の検討
 - ④ 遺言の活用
 - ⑤ 会社法の活用
 - ⑥ 経営承継円滑化法の活用の検討
 - ⑦ 事業承継に係る資金調達の検討
4. 個人保証・担保処理
 - ① 関係者との早期の調整

II. 親族外承継（従業員等）

1. 関係者の理解
 - ① 後継者候補の経営陣への登用の検討
 - ② 事業承継計画の公表
 - ③ 現経営者親族の理解
 - ④ 新経営体制の検討
2. 後継者教育
 - ① 社内での教育
 - ② 社外教育・セミナー
3. 株式・財産の分配
 - ① 後継者へ経営権集中
 - ② 会社法の活用
 - ③ 事業承継に係る資金調達の検討、株式買取資金、MBO
 - ④ 経営承継円滑化法の活用の検討
4. 個人保証・担保処理
 - ① 関係者との早期の調整

III. 親族外承継（第三者）

1. マッチングの検討、承継方法の検討（外部からの招聘、M&A）
2. 株式譲渡、事業譲渡等（M&A）
 - ① M&Aに対する理解
 - ② M&A手法の検討
3. 会社売却価格の算定
 - ① 自社株式売却価格の算定
 - ② 企業価値改善策の検討（会社の魅力の「磨きあげ」）
- ③ 仲介機関への相談

事業承継計画のイメージ カレンダー型

事業承継計画策定シート(カレンダー型)		No.	作成日:			
企業名:		業種:	法人	個人		
I 経営理念(企業ビジョン)						
II-1 企業概要		II-2 沿革				
【代表者】 【所在地】 【資本金】 【従業員】 【事業内容】						
【URL】 【所属団体】		II-3 受賞歴・認証・資格等 				
III-1 内部環境(業務の流れ)						
<pre> graph LR 1[①] --> 2[②] 2 --> 3[③] 3 --> 4[④] 4 --> 5[⑤] 5 --> 6[⑥] </pre>						
業務の流れ		他社との差別化に繋がっている取組				
①						
②						
③						
④						
⑤						
顧客提供価値						
IV 外部環境(機会と脅威)						
機 会			取組の優先順位			
脅 威			取組の優先順位			
V 今後のビジョン(方針・戦略)						
外部環境と知的資産を踏まえた今後のビジョン		①				
		②				
		③				
今後のビジョンを実現するための取組						
VI 事業承継カレンダー						
		年度	年度	年度	年度	年度
企 業	業歴					
	年商					
	経常利益					
	その他					
現 社 長	年齢					
	役職					
	持株割合					
後 継 者	年齢					
	役職					
	持株割合					
K G I		【現在】		【将来】		

事業承継計画のイメージ 知的財産型

事業承継計画策定シート(知的財産型)

作成日: 年 月 日

企業名: _____ 業種: _____ 法人 ☐ 個人 ☐

I. 経営理念(企業ビジョン)

II-1. 企業概要

II-2. 沿革

II-3. 受賞歴・認証・資格等

III-1. 内部環境(業務の流れ)

①

②

③

④

⑤

顧客提供価値

業務の流れ	他社との差別化に繋がっている取組
①	
②	
③	
④	
⑤	
顧客提供価値	

III-2 内部環境(強み・弱み)

【自社の強み】

【自社の弱み】(経営課題)

【その理由・背景】

【その理由・背景】

IV. 外部環境(機会と脅威)

機 会	取組の優先順位

脅 威	取組の優先順位

V. 今後のビジョン(方針・戦略)

外部環境と知的資産を踏まえた今後のビジョン	①

今後のビジョンを実現するための取組	②

VI. 価値創造のストーリー

【過去～現在のストーリー】
(年～ 年)
知的資産の活用状況

人的資産 ※従業員が退職時に一緒に持ち出す資産(ノウハウ、技能、経験、モチベーション、経営者の能力など)	
構造資産 ※従業員が退職時に企業内に残留する資産(システム、ブランド力、もうかる仕組みなど)	
関係資産 ※企業の対外関係に付随した全ての資産(顧客、取引先、金融機関などの関係など)	
その他 ※上記3分類に載らないもの(資金、設備など)	

【現在】

【現在～将来のストーリー】
(年～ 年)
知的資産の活用目標

人的資産	
構造資産	
関係資産	
その他	

【将来】

【承継予定年度】 年

【承継形態】 ()

【承継先】 ()

※その他を選択された場合 () 内に詳細を入力ください。

※その他を選択された場合 () 内に詳細を入力ください。

mutsuaki@dohke.net

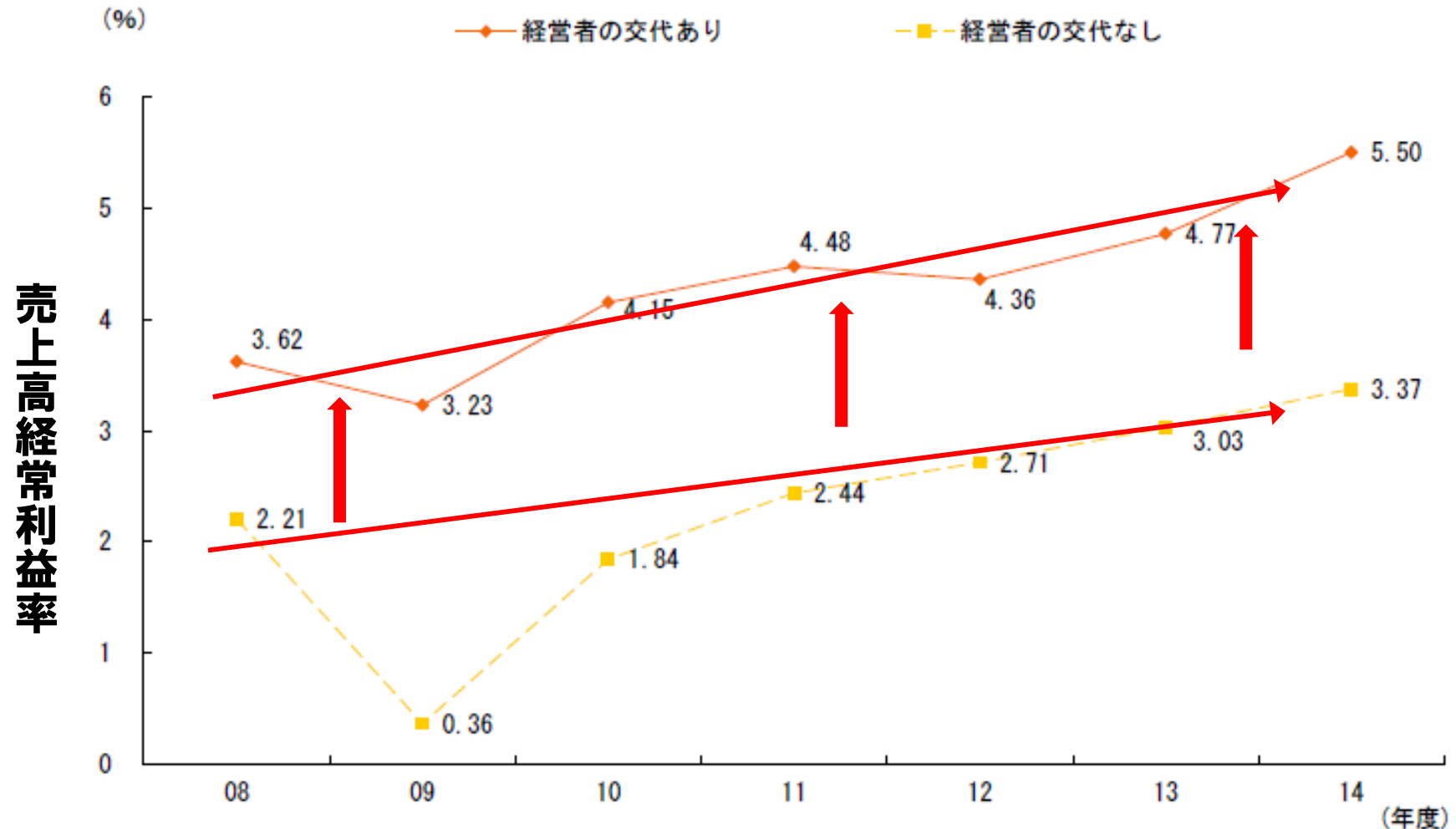
Page 30

本日の内容

- 1.なぜ、今、事業承継か…
- 2.事業承継を準備しておかないと…
- 3.どんな形で事業承継するか…
- 4.何を準備するか…
-  5.何かメリットがあるか…
- 6.考えるための支援はあるか…
- 7.参考資料は…

事業の承継すると収益力に差が出る!

事業承継と収益力 「経営者の交代あり」の企業は「経営者の交代なし」の企業に比べ経常利益率の上昇幅が大きくなっており、**経営者の交代が企業の収益力に寄与している。**



資料：(株)帝国データバンク「COSMOS1(企業単独財務ファイル)」、「COSMOS2(企業概要ファイル)」再編加工

(注) 「経営者の交代あり」は、2007年度から2008年度において、経営者年齢が55～64歳の中小企業で、経営者の交代が発生した企業の平均値を算出したもの。

出典：中小企業白書(2016年版)

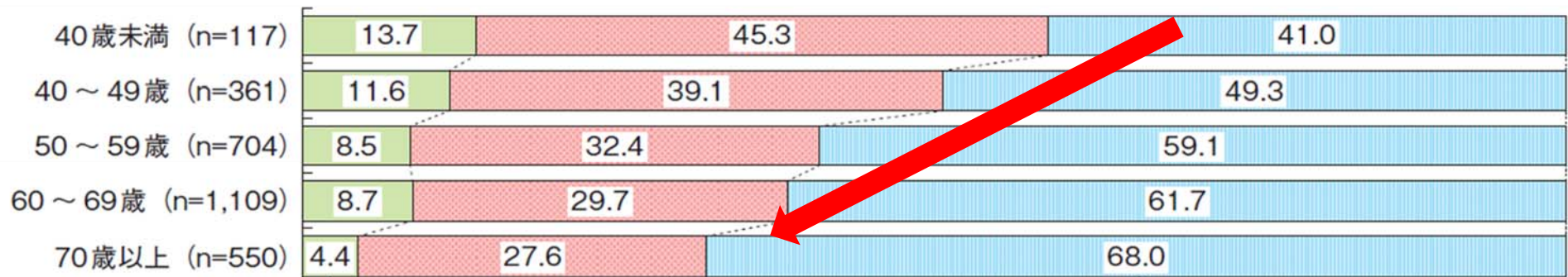
事業承継して若返ると利益が増加傾向に!

事業承継と業績改善

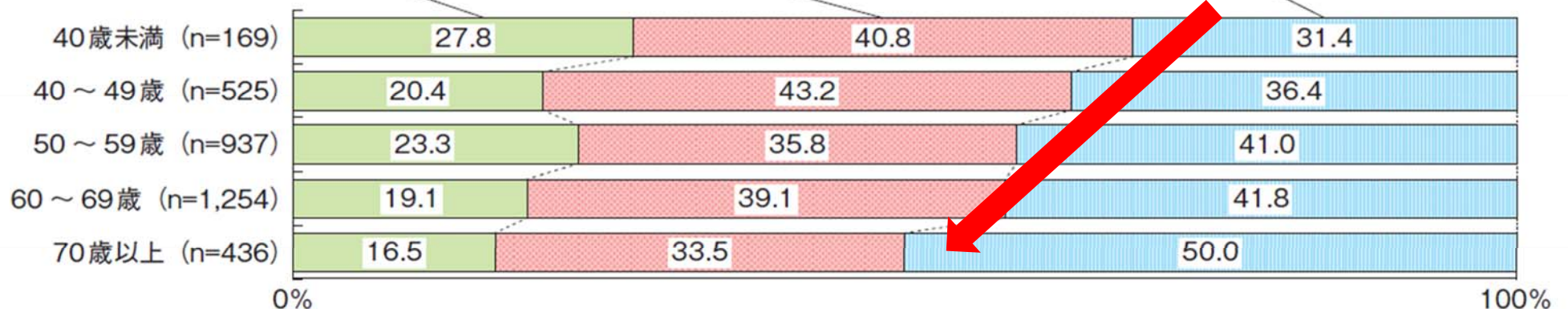
経営者が**高齢であるほど、経常利益が「減少傾向」と回答する割合が高い**。特に、小規模事業者では、その傾向が顕著。
→**早めの事業承継が効果的!**

規模別・経営者年齢別の経常利益の状況

①小規模事業者



②中規模企業



資料：中小企業庁委託「中小企業の事業承継に関するアンケート調査」(2012年11月、(株)野村総合研究所)

(注) 最近5年間の経常利益(個人企業の場合は事業所得。)の状況についての回答。

出典：中小企業白書(2013年版)

事業承継を計画的にすすめると税制メリットも大きい！

特例事業承継税制（法人）

株価評価
(税理士)
決算書等から評価

持ち分

贈与→贈与税猶予/免除
(通常110万円以上は贈与税課税→納税猶予)
相続→相続税猶予/免除
(相続税対象→納税猶予)

株式



後継者

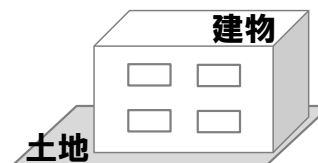
贈与/相続後

- ・5年以上、代表取締役
- ・持ち分が同族で過半数
- ・持ち分が同族内でトップ

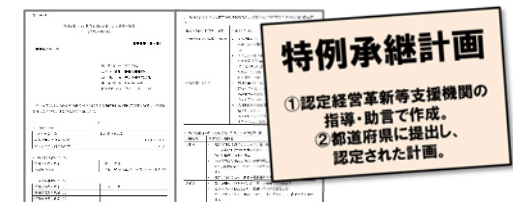
株式



先代経営者

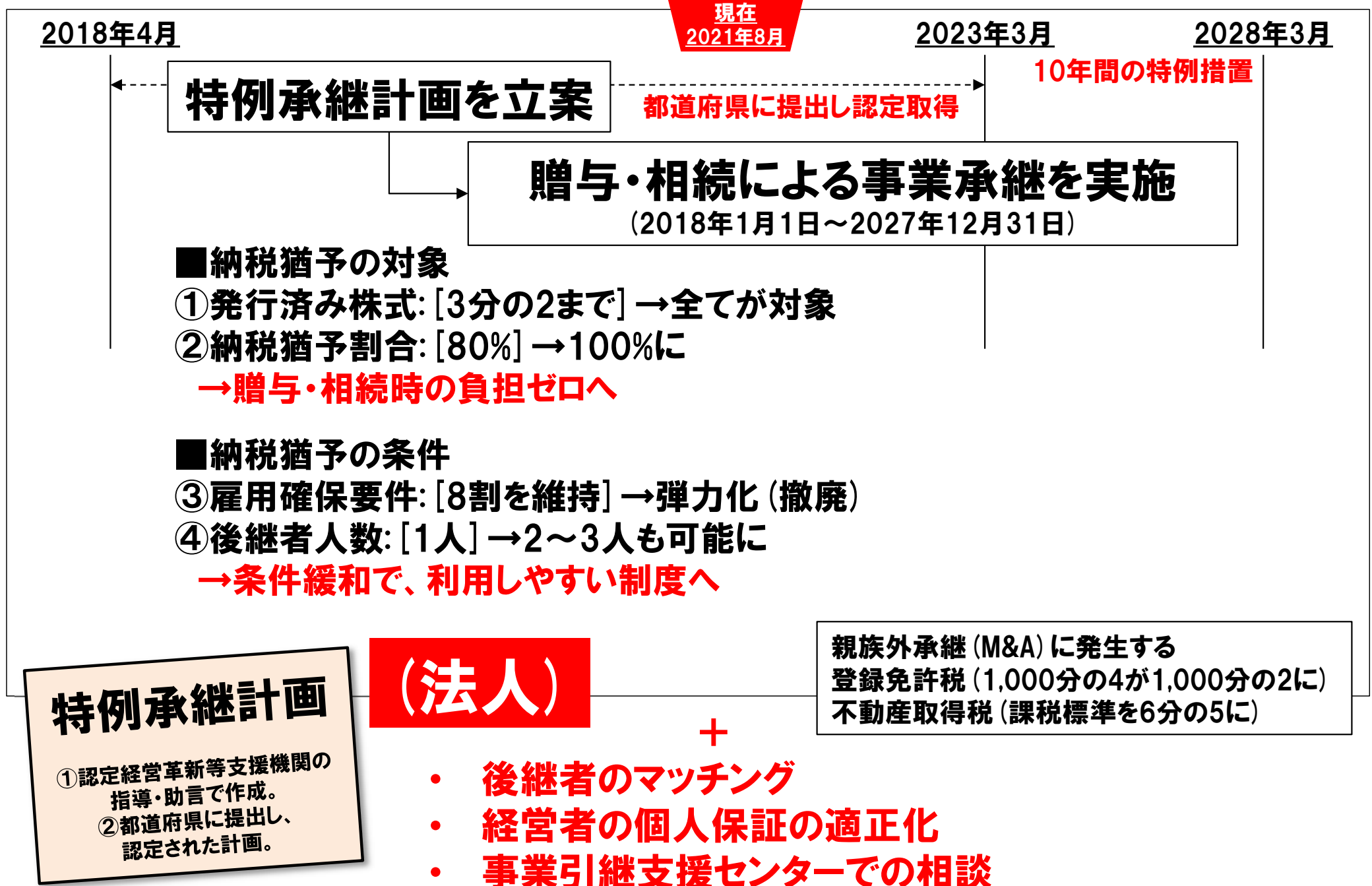


ノウハウ



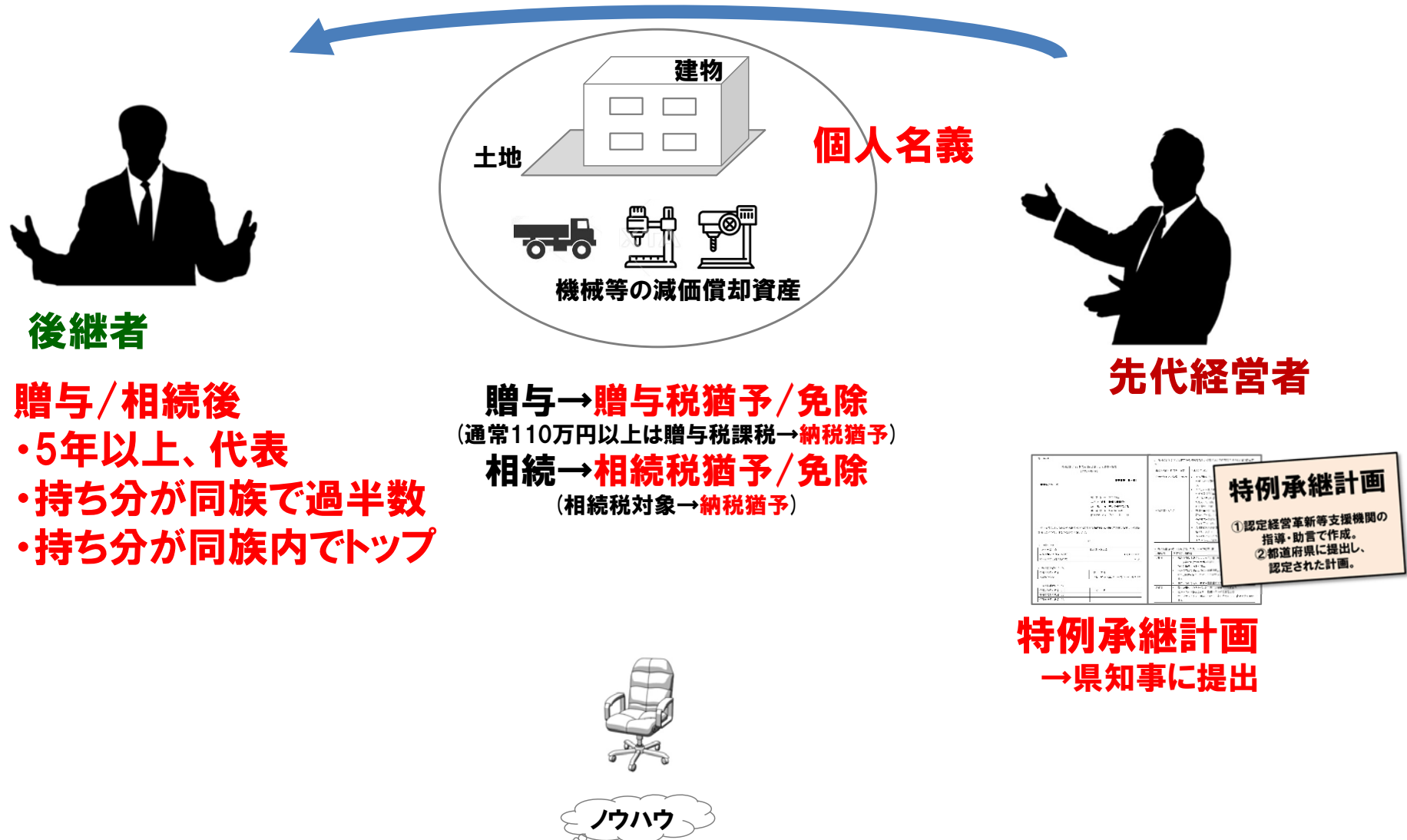
特例承継計画
→県知事に提出

事業承継を計画的にすすめると税制メリットも大きい！

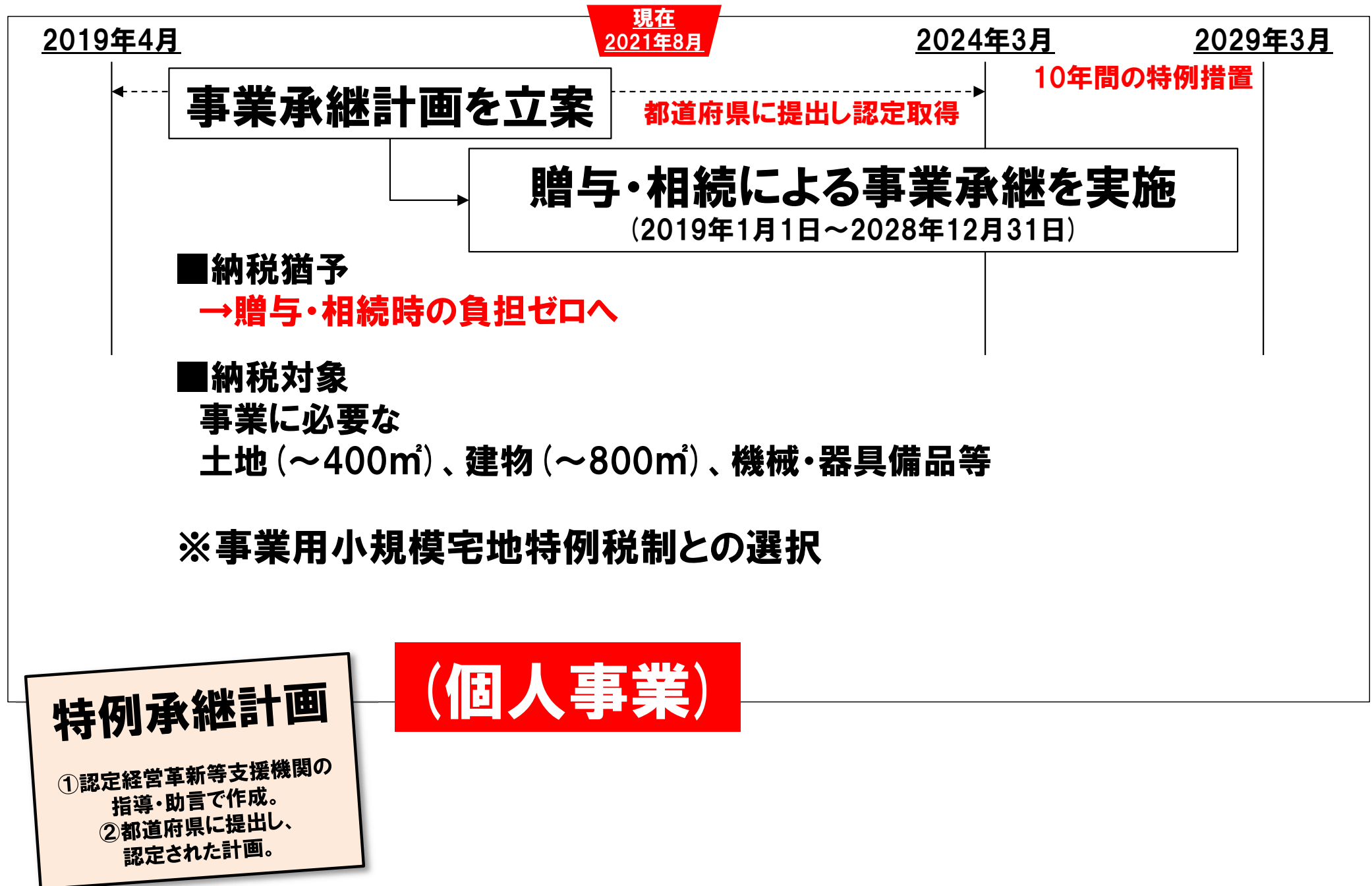


事業承継を計画的にすすめると税制メリットも大きい！

特例事業承継税制（個人）



事業承継を計画的にすすめると税制メリットも大きい！



特例承継計画のイメージ (法人の場合)

1.会社について

- － 主たる事業内容
- － 資本金額又は出資の総額 (円)
- － 常時使用する従業員の数 (人)

2.特例代表者について

- － 特例代表者の氏名
- － 代表権の有無 (退任年月日)

3.特例後継者について

- － 特例後継者の氏名

4.特例代表者が有する株式等を 特例後継者が取得するまでの期 間における経営の計画について

- － 株式を承継する時期(予定) 年 月
～ 年 月
- － 当該時期までの経営上の課題
- － 当該課題への対応

5.特例後継者が株式等を承継し た後5年間の経営計画

- － 実施時期と具体的な実施内容
 - ・ 1年目
 - ・ 2年目
 - ・ 3年目
 - ・ 4年目
 - ・ 5年目

特例承継計画のイメージ（製造業／法人の場合）

様式第 21

施行規則第 17 条第 2 項の規定による確認申請書
（特例承継計画）

●●●●年●月●日

●●県知事 殿

郵便番号 000-0000
会社所在地 ●●県●●市…
会社名 中小鑄造株式会社
電話番号 ***-***-***
代表者の氏名 中小 一郎 印

中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律施行規則第 17 条第 1 項第 1 号の確認を受けたいので、下記のとおり申請します。

記

1 会社について

主たる事業内容	鉄鉄鑄物製造業
資本金額又は出資の総額	50,000,000 円
常時使用する従業員の数	75 人

2 特例代表者について

特例代表者の氏名	中小 太郎
代表権の有無	☐ 有 ☒ 無(退任日 平成 29 年 3 月 1 日)

3 特例後継者について

特例後継者の氏名（1）	中小 一郎
特例後継者の氏名（2）	
特例後継者の氏名（3）	

4 特例代表者が有する株式等を特例後継者が取得するまでの期間における経営の計画について

株式を承継する時期（予定）	平成 30 年 10 月
当該時期までの経営上の課題	➤ 工作機械向けパーツを中心に需要は好調だが、原材料の値上がりが続き、売上高営業利益率が低下している。 ➤ また、人手不足問題は大きな課題であり、例年行っている高卒採用も応募が減ってきている。発注量に対して生産が追いつかなくなっており、従業員が残業をしながら対応している。今年からベトナム人研修生の受け入れを開始したが、まだ十分な戦力とはなっていない。
当該課題への対応	➤ 原材料値上がりに伴い、発注元との価格交渉を継続的に行っていく。合わせて、平成 30 年中に予定している設備の入れ替えによって、生産効率を上げコストダウンを図っていく。 ➤ 人材確保のため地元高校での説明会への参加回数を増やし、リクルート活動を積極的に行う。またベトナム人研修生のスキルアップのために、教育体制を見直すとともに、5S の徹底を改めて行う。

5 特例後継者が株式等を承継した後 5 年間の経営計画

実施時期	具体的な実施内容
1 年目	・ 設計部門を増強するとともに、導入を予定している新型 CAD を活用し、複雑な形状の製品開発を行えるようにすることで、製品提案力を強化し単価の向上を図る。 ・ 海外の安価な製品との競争を避けるため、BtoB の工業用品だけではなく、鑄物を活用したオリジナルブランド商品の開発（BtoC）に着手する。 ・ 生産力強化のため、新工場建設計画を策定。用地選定を開始する。
2 年目	・ 新工場用の用地を決定、取引先、金融機関との調整を行う。 ・ 電気炉の入れ替えを行い、製造コストの低下を図る。 ・ オリジナルブランド開発について一定の結論を出し、商品販売を開始する。

特例承継計画のイメージ（製造業／法人の場合）

3年目	・ 新工場建設着工を目指す。 ・ 3年目を迎える技能実習生の受け入れについて総括を行い、人材採用の方向性について議論を行う、
4年目	・ 新工場運転開始を目指すとともに、人員配置を見直す。増員のための採用方法については要検討。 ・ 少数株主からの株式の買い取りを達成する。
5年目	・ 新工場稼働による効果と今後の方向性についてレビューを行う。

（別紙）

認定経営革新等支援機関による所見等

1 認定経営革新等支援機関の名称等

認定経営革新等支援機関の名称	●●商工会議所 印
（機関が法人の場合）代表者の氏名	中小企業相談所長 △△ △△
住所又は所在地	●●県●●市●●一●

2 指導・助言を行った年月日

平成30年 6月 4日

3 認定経営革新等支援機関による指導・助言の内容

大半の株式は先代経営者である会長が保有しているが、一部現経営者の母、伯父家族に分散しているため、贈与のみならず買い取りも行って、安定した経営権を確立することが必要。

原材料の値上げは収益力に影響を与えているため、業務フローの改善によりコストダウンを行うとともに、商品の納入先と価格交渉を継続的に行っていくことが必要。原材料価格の推移をまとめ、値上げが必要であることを説得力を持って要求する必要がある。

新工場建設については、取引先の増産に対応する必要があるか見極める必要あり。最終商品の需要を確認するとともに、投資計画の策定の支援を行っていく。

なお、税務面については顧問税理士と対応を相談しながら取り組みを進めていくことを確認した。

特例承継計画のイメージ (サービス業/ 法人の場合)

様式第 21

施行規則第 17 条第 2 項の規定による確認申請書
(特例承継計画)

●●●●年●月●日

●●県知事 殿

郵便番号 000-0000
会社所在地 ●●県●●市…
会社名 経済クリーニング株式会社
電話番号 ***-***-****代
表者の氏名 経済 一郎 印
経済 二郎 印

中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律施行規則第 17 条第 1 項第 1 号の確認を受けたいので、下記のとおり申請します。

記

1 会社について

主たる事業内容	生活関連サービス業(クリーニング業)
資本金額又は出資の総額	5,000,000 円
常時使用する従業員の数	8 人

2 特例代表者について

特例代表者の氏名	経済 太郎
代表権の有無	☐ 有 ☒ 無 (退任日平成 30 年 3 月 1 日)

3 特例後継者について

特例後継者の氏名 (1)	経済 一郎
特例後継者の氏名 (2)	経済 二郎
特例後継者の氏名 (3)	

4 特例代表者が有する株式等を特例後継者が取得するまでの期間における経営の計画に

ついて

株式を承継する時期 (予定)	平成 30 年 3 月 1 日相続発生
当該時期までの経営上の課題	(株式等を特例後継者が取得した後に本申請を行う場合には、記載を省略することができます)
当該課題への対応	(株式等を特例後継者が取得した後に本申請を行う場合には、記載を省略することができます)

5 特例後継者が株式等を承継した後 5 年間の経営計画

実施時期	具体的な実施内容
1 年目	郊外店において、コート・ふとん類に対するサービスを強化し、その内容を記載した看板の設置等、広告活動を行う。
2 年目	新サービスであるクリーニング後、最大半年間 (又は一年間) の預かりサービス開始に向けた倉庫等の手配をする。
3 年目	クリーニング後、最大半年間 (又は一年間) の預かりサービス開始。 (預かり期間は、競合他店舗の状況を見て判断。)
4 年目	駅前店の改装工事後に向けた新サービスを検討。 リニューアルオープン時に向けた新サービスの開始。
5 年目	オリンピック後における市場 (特に土地) の状況を踏まえながら、新事業展開 (コインランドリー事業) 又は新店舗展開による売り上げ向上を目指す。

特例承継計画のイメージ (サービス業/ 法人の場合)

(別紙)

認定経営革新等支援機関による所見等

1 認定経営革新等支援機関の名称等

認定経営革新等支援機関の名称	●● ●●税理士事務所 印
(機関が法人の場合) 代表者の氏名	●● ●●
住所又は所在地	●●県●●市…

2 指導・助言を行った年月日

平成 30 年 5 月 3 日

3 認定経営革新等支援機関による指導・助言の内容

売上の 7 割を占める駅前店の改装工事に向け、郊外店の売上増加施策が必要。競合他店が行っている預かりサービスを行うことにより、負の差別化の解消を図るように指導。

駅前店においても、改装工事後に新サービスが導入できないか引き続き検討。
サービス内容によっては、改装工事自体の内容にも影響を与えるため、2 年以内に結論を出すように助言。

また、改装工事に向けた資金計画について、今からメインバンクである●●銀行にも相談するようにしている。

なお、土地が高いために株価が高く、一郎・二郎以外の推定相続人に対する遺留分侵害の恐れもあるため「遺留分に関する民法の特例」を紹介。

特例承継計画のイメージ（個人の場合）

1. 特定事業用資産に係る事業について
 - － 主たる事業内容
 - － 常時使用する従業員の数
2. 先代事業者について
 - － 先代事業者の氏名
3. 個人事業承継者について
 - － 個人事業承継者の氏名
4. 先代事業者が有する特定事業用資産を個人事業承継者が取得するまでの期間における経営の計画について
 - － 特定事業用資産を承継する時期（予定） 年 月 ～ 年 月
 - － 当該時期までの経営上の課題
 - － 当該課題への対応
5. 個人事業承継者が特定事業用資産を承継した後の経営計画
 - － 具体的な実施内容

特例承継計画（個人事業）のイメージ（製造業の場合）

施行規則第 17 条第 4 項の規定による確認申請書
（個人事業承継計画）

●●●●年●●月●●日

●●県知事 殿

郵便番号 000-0000
住所 ●●県●●市…
電話番号 ***-***-****
氏名 中小 一郎 印

中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律施行規則第 17 条第 1 項第 3 号の確認を受けたいので、下記のとおり申請します。

記

1 特定事業用資産に係る事業について

主たる事業内容	プラスチック製品製造業
常時使用する従業員の数	15 人

2 先代事業者について

先代事業者の氏名	中小 太郎
----------	-------

3 個人事業承継者について

個人事業承継者の氏名	中小 一郎
------------	-------

4 先代事業者が有する特定事業用資産を個人事業承継者が取得するまでの期間における経営の計画について

特定事業用資産を承継する時期（予定）	2019 年～2020 年頃予定
--------------------	------------------

当該時期までの経営上の課題	・精密機器向け部品を中心に安定した受注はあるが、受注先の高齢化が進んでおり、売上は横ばいが続いている。 ・長年勤務している従業員のうち数人が、数年後に退職予定であり、人材の採用が急務となっている。
当該課題への対応	・事業承継をきっかけに、当事業における新規分野である医療機器向け部品の製造に着手し、新規の受注先の獲得を図る。 ・現在実施しているハローワークでの求人のみならず、地元工業高校での就職説明会の実施を通じて、若手人材の獲得を図る。

5 個人事業承継者が特定事業用資産を承継した後の経営計画

具体的な実施内容
1 年目：先代事業者時代の得意先との関係性を継続できるよう、引継ぎを行うとともに医療機器向け部品の試作品の作成を行う。加えて、3 年目の同部品の製造の本格化に向けて、製造の主力を担える若手人材の獲得を行う。 2 年目：メイン行が実施するビジネスマッチングに積極的に参加するとともに、新規開拓を行う営業を行う従業員を増やす人材配置を行うことで、医療機器向け部品の受注先の獲得を図る。 3 年目：医療機器向け部品の量産に向け、最新設備の導入を行う。その際、金融機関に対して、融資を依頼するとともに、事業承継補助金等の補助金制度の利用も併せて検討する。

特例承継計画による税務手続き（法人の場合）

提出先		● 提出先は「主たる事務所の所在地を管轄する都道府県庁」です。 ● 平成30年 1 月 1 日以降の贈与について適用することができます。	
都道府県庁	特例承継計画の策定	● 会社が作成し、認定経営革新等支援機関（商工会、商工会議所、金融機関、税理士等）が所見を記載。	
	確認申請	● 平成35年3月31日まで提出可能です。 ※平成35年3月31日までに贈与を行う場合、贈与後、認定申請時までに特例承継計画を作成・提出することも可能です。	
	贈与		
税務署	認定申請	● 贈与年の10月15日～翌年1月15日までに申請。 ● 特例承継計画を添付。	
	税務署へ申告	● 認定書の写しとともに、贈与税の申告書等を提出。 ● 相続時精算課税制度の適用を受ける場合には、その旨を明記	
都道府県庁	申告期限後5年間	● 都道府県庁へ「年次報告書」を提出（年1回）。 ● 税務署へ「継続届出書」を提出（年1回）。	
	5年経過後実績報告	● 雇用が5年平均8割を下回った場合には、満たせなかった理由を記載し、認定経営革新等支援機関が確認。その理由が、経営状況の悪化である場合等には認定経営革新等支援機関から指導・助言を受ける。	
	6年目以降	● 税務署へ「継続届出書」を提出（3年に1回）。	
都道府県庁	特例承継計画の策定	● 会社が作成し、認定経営革新等支援機関（商工会、商工会議所、金融機関、税理士等）が所見を記載。	
	確認申請	● 平成35年3月31日まで提出可能です。 ※平成35年3月31日までに相続が発生した場合、相続後、認定申請時までに特例承継計画を作成・提出することも可能です。	
	相続又は遺贈		
税務署	認定申請	● 相続の開始の日の翌日から8か月以内に申請（相続の開始の日の翌日から5か月を経過する日以後の期間に限りです。） ● 特例承継計画を添付。	
	税務署へ申告	● 認定書の写しとともに、相続税の申告書等を提出。	
都道府県庁	申告期限後5年間	● 都道府県庁へ「年次報告書」を提出（年1回）。 ● 税務署へ「継続届出書」を提出（年1回）。	
	5年経過後実績報告	● 雇用が5年平均8割を下回った場合には、満たせなかった理由を記載し、認定経営革新等支援機関が確認。その理由が、経営状況の悪化である場合等には認定経営革新等支援機関から指導・助言を受ける。	
	6年目以降	● 税務署へ「継続届出書」を提出（3年に1回）。	

事業承継の計画は、補助金申請などにも活用できる

事業承継・引継ぎ補助金

事業承継・引継ぎ補助金

M&Aコスト低減

設備投資等

廃業支援

M&A時の専門家活用を支援【専門家活用型】

＜補助対象経費＞ 専門家の仲介手数料、デューデリジェンス費用、企業概要書作成費用等
(廃業費用として) 廃業登記費、在庫処分費、解体費、原状回復費等

- 経営資源の譲渡を検討している方／着手している方
補助率： 2 / 3 補助上限額：400万円 廃業費用：200万円
- 経営資源の譲受けを検討している方／着手している方
補助率： 2 / 3 補助上限額：400万円 廃業費用：－

事業承継・引継ぎ後の新たな取組の支援

＜補助対象経費＞ 事業承継・引継ぎ後の設備投資、販路開拓費用等
(廃業費用として) 廃業登記費、在庫処分費、解体費、原状回復費等

- 他社の経営資源を引き継いで創業した方【創業支援型】
補助率： 2 / 3 補助上限額：400万円 廃業費用：200万円
- 親族内承継等で経営者交代をされた方【経営者交代型】
補助率： 2 / 3 補助上限額：400万円 廃業費用：200万円
- M&Aにより経営資源を引き継いだ方【M&A型】
補助率： 2 / 3 補助上限額：800万円 廃業費用：200万円

事業承継の計画は、補助金申請などにも活用できる

事業承継・引継ぎ補助金

【補助対象】

補助対象事業となる事業承継は、2017年4月1日から補助事業期間終了日または、2021年12月31日のいずれか早い日までに、中小企業者等間における事業を引き継がせる者と事業を引き継ぐ者の間でM&A 等を含む事業の引き継ぎを行った又は行うこと

【今年度の募集】

1次募集:終了済み

2次募集:2021年7月13日(火)～8月13日(金) 18:00

事業実施期間 交付決定日～2021年12月31日(金)まで

事業完了報告期間 交付決定日～2022年1月中旬(予定)まで

交付手続き 2022年3月下旬(予定)

※来年度も同様の補助金が継続されると見込まれます。

事業承継の計画は、補助金申請などにも活用できる

事業承継・引継ぎ補助金

概要・対象者条件	型・枠	補助対象条件	補助対象内容	補助率	補助金上限額
M&A時の専門家活用を支援	経営資源の譲渡しを検討している方／着手している方	専門家活用型(売り手支援型) 地域の雇用をはじめ、地域経済全般を牽引する事業等を行っており、事業再編・事業統合等により、これらが第三者により継続されることが見込まれる（又は継続された）こと。売り手支援型、買い手支援型をあわせて、採択件数640件程度を想定。	謝金、旅費、外注費、委託費、システム利用料（事業等の廃業を行う場合は下記を追加:廃業登記費、在庫処分費、解体費、原状回復費）	2/3	400万円(+廃業費用200万円)
	経営資源の譲受けを検討している方／着手している方	専門家活用型(買い手支援型) ① 事業再編・事業統合等に伴う経営資源の引継ぎ後に、シナジーを活かした経営革新等を行うことが見込まれること。② 事業再編・事業統合等に伴う経営資源の引継ぎ後に、地域の雇用をはじめ、地域経済全般を牽引する事業等を行うことが見込まれること。売り手支援型、買い手支援型をあわせて、採択件数640件程度を想定。	謝金、旅費、外注費、委託費、システム利用料	2/3	400万円

事業承継の計画は、補助金申請などにも活用できる

事業承継・引継ぎ補助金

概要・対象者条件	型・枠	補助対象条件	補助対象内容	補助率	補助金上限額
事業承継・引継ぎ後の新たな取組の支援	他社の経営資源を引き継いで創業した方	創業支援型 ① 創業を契機として、引き継いだ経営資源を活用して経営革新等に取り組む者であること。② 産業競争力強化法に基づく認定市区町村又は認定連携創業支援事業者により特定創業支援事業を受ける者など、一定の実績や知識などを有している者であること。 採択件数60件程度を想定。	人件費、店舗等借入費、会場借料費、設備費、原材料費、産業財産権等関連経費、謝金、旅費、外注費、委託費、マーケティング調査費、広報費（事業等の廃業を行う場合は下記を追加:廃業登記費、在庫処分費、解体費、原状回復費、移転・移設費用）	2/3	400万円(+廃業費用200万円)
	親族内承継等で経営者交代をされた方	経営者交代型 ① 事業承継を契機として、経営革新等に取り組む者であること。② 産業競争力強化法に基づく認定市区町村又は認定連携創業支援事業者により特定創業支援事業を受ける者など、一定の実績や知識などを有している者であること。③ 地域の雇用をはじめ、地域経済全般を牽引する事業等を行う者であること。 採択件数160件を想定。	人件費、店舗等借入費、会場借料費、設備費、原材料費、産業財産権等関連経費、謝金、旅費、外注費、委託費、マーケティング調査費、広報費（事業等の廃業を行う場合は下記を追加:廃業登記費、在庫処分費、解体費、原状回復費）	2/3	400万円(+廃業費用200万円)
	M&Aにより経営資源を引き継いだ方	M&A型 ① 事業再編・事業統合等を契機として、経営革新等に取り組む者であること。② 産業競争力強化法に基づく認定市区町村又は認定連携創業支援事業者により特定創業支援事業を受ける者など、一定の実績や知識などを有している者であること。③ 地域の雇用をはじめ、地域経済全般を牽引する事業等を行う者であること。 採択件数80件を想定。	人件費、店舗等借入費、会場借料費、設備費、原材料費、産業財産権等関連経費、謝金、旅費、外注費、委託費、マーケティング調査費、広報費（事業等の廃業を行う場合は下記を追加:廃業登記費、在庫処分費、解体費、原状回復費、移転・移設費用）	2/3	800万円(+廃業費用200万円)

事業承継の計画は、補助金申請などにも活用できる

小規模事業者持続化補助金【一般型】の加点・減点項目

加点項目（どれか1つで可）	減点項目
事業の完了した後1年間に於いて、給与支給総額を年率平均1.5%以上増加させる計画を有し、従業員に表明 (被用者保険の適用拡大の対象となる小規模事業者が制度改革に先立ち任意適用に取り組む場合は、年率平均1%以上増加させる計画)	過去3年間に、類似の補助金(平成28年度補正小規模事業者販路開拓支援事業、平成29年度補正小規模事業者支援パッケージ事業、平成30年度2次補正小規模事業者持続的発展支援事業、令和元年度補正小規模事業者持続的発展支援事業)の補助金の交付決定を受けた事業者
事業の完了した後1年間に於いて、事業場内最低賃金(事業場内で最も低い賃金)を地域別最低賃金+30円以上の水準にする計画を有し、従業員に表明	
代表者の年齢が満60歳以上であって、かつ、後継者候補が中心となって補助事業を実施する事業者(事業承継)	
経営力向上計画の認定を取得	
過疎地域の事業者	
地域未来牽引企業	

本日の内容

- 1.なぜ、今、事業承継か…
- 2.事業承継を準備しておかないと…
- 3.どんな形で事業承継するか…
- 4.何を準備するか…
- 5.何かメリットがあるか…
-  6.考えるための支援はあるか…
- 7.参考資料は…

三重県事業承継・引継ぎ支援センター

<https://www.miesc.or.jp/support/contents/150/>

経済産業省 中部経済産業局 委託事業

三重県事業承継・引継ぎ支援センター

先送りにしていませんか？
事業承継は早期着手が重要です。



三重県事業承継・引継ぎ支援センターは、中小企業・小規模事業者の方々の事業承継（親族承継・従業員承継・第三者承継（M&A））に関わる様々なお困りごとの相談、課題解決をサポートさせていただき、**公的な相談窓口**です。
事業承継に精通した専門家が**秘密厳守、無料**でご相談を承ります。



このようなことでお困りではございませんか？

類型別相談例

①親族承継

- ・親族へ計画的に事業承継するには？
- ・株式、資産の移転について相談したい

②従業員・役員承継

- ・従業員・役員承継がM&A、どちらを選択すべきか？
- ・株式の買取り資金を準備するにはどうしたらいいか

③第三者承継（M&A）

- ・後継者がいない
- ・自社の事業価値はどれくらいあるのか
- ・事業拡大を考えている

④経営者保証解除

- ・後継者に負担をかけたくない（融資保証）
- ・経営者保証がなければ後継者候補になることを考えたい

⑤その他（事業承継全般）

- ・後継者の育成・教育について相談したい
- ・借入金が多く、事業承継に困っている
- ・事業の継続が困難で悩んでいる

- ・今後事業をどうしていくのか
- ・税制面でわからないことがある
- ・補助金について教えてほしい



当センターをご活用ください。皆様をサポートさせていただく**6つの特徴**

相談無料・秘密厳守にてご相談に対応

相談は回数・制限なく無料。
秘密厳守のうえ、県内に精通した専門家が中立的な立場で事業承継に関する、あらゆるご相談に対応します。

スムーズな事業承継をバックアップ

専門家とも連携し、事業承継の手続きや契約書等の作成をサポートします。
民間機関のセカンドオピニオンとしてご利用ください。

事業承継計画策定を支援

専門家が貴社の承継や経営に関する課題の見える化をお手伝いします。
また、承継に向けて、事業承継計画策定を支援します。

売買候補企業のご紹介

当センターに登録されている売買ニーズの中から、候補先企業をご紹介します。全国のセンターと連携し、遠隔地でのマッチングも対応しています。
また、金融機関やM&A支援会社とのネットワークを活用し幅広く候補先をお探しします。

経営者保証解除に向けた支援

経営者保証コーディネーターが解除に向けて支援します。



意欲ある起業希望者とマッチング

後継者をお探しの事業主の方と起業希望者をお引き合わせします。
あなたの事業を意欲ある起業家に引き継ぎませんか。
（三重県（後継者人材バンク事業））

ご相談の流れ

・ご相談申込み・

電話・FAX・メールにてご連絡ください。相談日時を調整させていただきます。
FAX・メールの場合は裏面の「相談申込書」のご送付をお願いします。

相談日までにご準備いただく書類

- ① 会社概要（事業内容・沿革・組織体制がわかるもの）
- ② 決算書・申告書（直近1期分）、確定申告書（個人の場合）

TEL: 059-253-3154 FAX: 059-253-3357
E-mail: shoukei@miesc.or.jp

・ご面談・

事業承継に関する専門家が面談を行います。貴社を訪問することも可能です。
お話しいただいた内容やご提出いただいた資料を元に、事業実態の把握や具体的な課題を抽出し、事業承継に関わる様々な選択肢をご提示します。
また、ご相談者様の選択した内容に応じて、適切な支援機関や専門家をご紹介します。

・事業承継支援・

ご意向を尊重し、ご相談者様に寄り添ったご支援をさせていただきます。

円滑な
事業承継

お悩みの
解決

M&A
成約

三重県事業承継・引継ぎ支援センター

<https://www.miesc.or.jp/support/contents/150/>

【無料定期相談】

三重県事業承継・引継ぎ支援センターでは、下記商工会議所にて無料個別相談会を開催しております。事業承継に関する幅広いご相談に対応します。

※電話・FAXでの事前予約制となっております。お申込み、お問い合わせは、各商工会議所または当センターへお願いします。

≪四日市商工会議所≫	≪伊勢商工会議所≫
相談日時:毎月第2木曜 13:30~16:30	相談日時:毎月第4木曜 13:30~16:30
【申込先】四日市商工会議所 経営支援課 TEL:(059)352-8290 FAX:(059)355-0728	【申込先】伊勢商工会議所 中小企業相談所 TEL:(0596)25-5155 FAX:(0596)23-1151

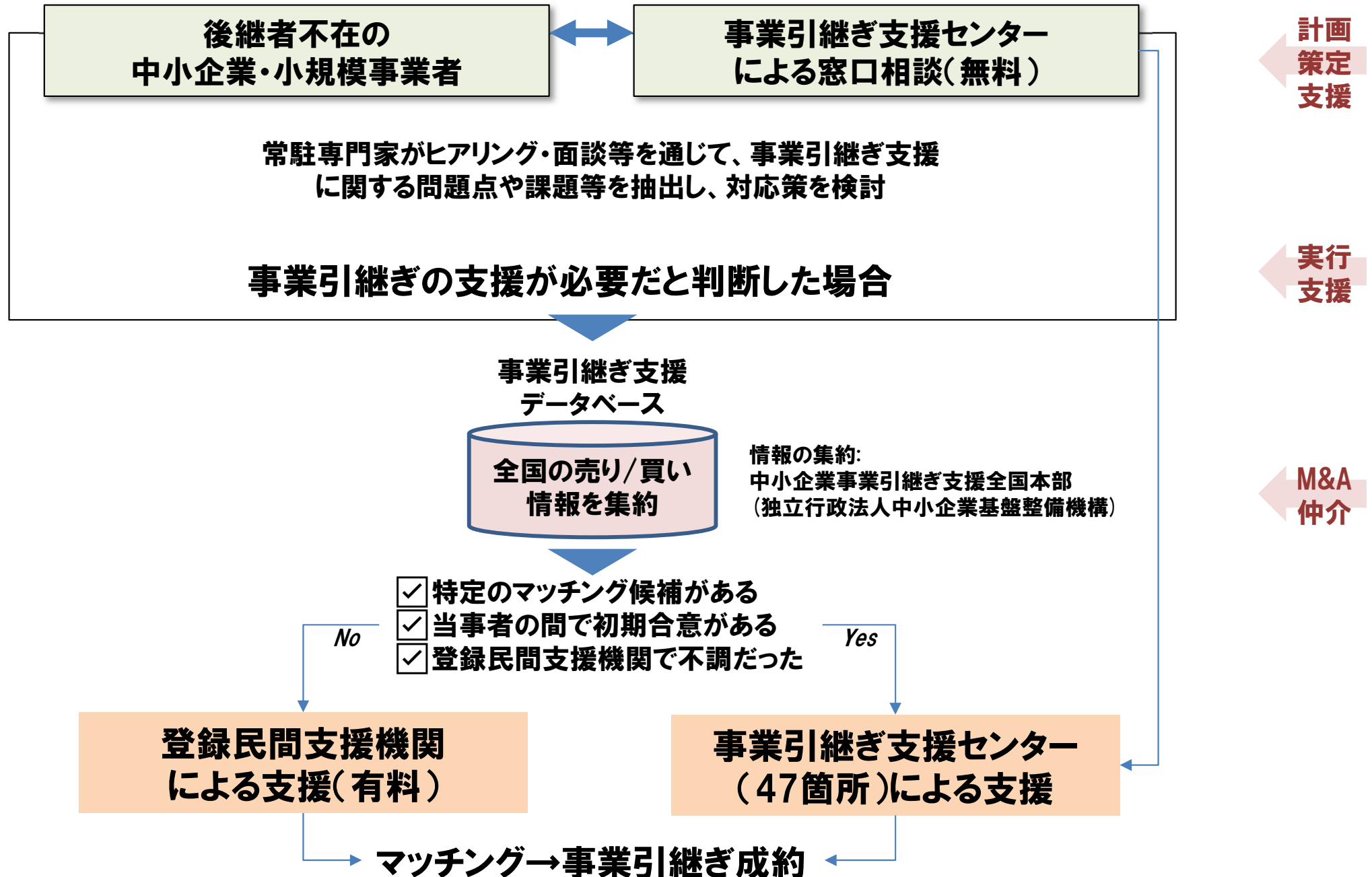
【三重県後継者人材バンク】

令和2年3月23日に「三重県後継者人材バンク」を設置いたしました。独立・起業をお考えの皆様「三重県後継者人材バンク」にご登録ください。「三重県後継者人材バンク」は独立・起業希望者に後継者不在の企業や個人事業主を紹介し、「独立・起業希望者の起業」と「既存事業者の事業引継ぎ」の支援を行います。

※ご登録を希望される独立・起業希望の方は、相談申込書の「独立・起業希望の方」欄記載事項をメールにてご連絡いただくか、ご記入いただいた申込書をFAX等にてお送りください。

事業引継支援センター

三重県事業引継ぎ支援センター（公益財団法人三重県産業支援センター内）
〒514-0004 津市栄町1丁目891番地 三重県合同ビル
電話:059-253-3154
<http://www.miesc.or.jp/web/shoukei/>



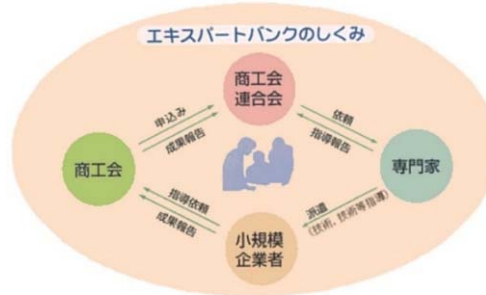
事業承継支援資金

三重県 雇用経済部 中小企業・サービス産業振興課 金融支援班
〒514-8570 津市広明町13番地(本庁8階)
電話番号:059-224-2447 ファクス番号:059-224-2078
メールアドレス:shinsan@pref.mie.lg.jp

- **融資対象者**
 - 県内に主たる事業所を有し、同一事業を引続き1年以上営んでおり、かつ事業税等県税を完納している中小企業者であって次の条件に該当する方
 1. 中小企業経営承継円滑化法第12条第1項の認定を受けた方(事業承継がご資金的に困難で事業活動に支障が生じる等)
 2. 三重県事業承継ネットワークの構成機関による支援を受け、事業承継計画を策定した方。
- **資金使途**
 1. 株式取得資金
 2. 事業用資産等取得資金
 3. 事業用資産等にかかる相続税または贈与税の納税資金
 4. その他事業承継に伴い必要な資金
- **融資条件**
 - 保証料0.45～1.50
 - 資金使途 設備資金・運転資金
 - 融資限度額 5,000万円
 - 融資期間 10年以内
 - 返済方法 元金均等割賦返済
 - 担保・保証人 保証協会及び取扱金融機関の定めによる
- **申込先**
 - 県内に本・支店のある銀行、信用金庫、信用組合、商工中金、農業協同組合及び三重県信用農業協同組合連合会

商工会等の経営支援（日常的な支援）

商工会、商工会議所、各金融機関などでの、日常の窓口での相談だけでなく、専門家が対応するものがあります。



計画
策定
支援

実行
支援

- 【エキスパートバンク:商工会】
【専門相談センター:商工会議所】
- ・ 相談料は無料（回数上限あり）
 - ・ 県下の小規模企業が対象
 - ・ エキスパートが直接企業を訪問
 - ・ 各専門分野のエキスパートを登録
 - ・ 企業の秘密は厳守



- 【経営アドバイス:中小機構・中部】
- ・ 相談料は無料、何回も可能。
 - ・ 専門家が窓口等で相談対応
 - ・ 必要ならば、他の施策で専門家派遣
 - ・ 企業の秘密は厳守

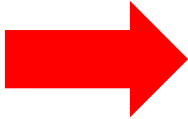


- 【ミラサポ 専門家派遣:中小企業庁】
- ・ 相談料は無料（年3回まで）
 - ・ 中小企業・小規模事業者が対象
 - ・ 専門家が直接企業を訪問
 - ・ よろず支援拠点/地域プラットフォームから依頼（金融機関、商工会議所/商工会等も参加）
 - ・ 企業の秘密は厳守



- 【事業承継・引継ぎ支援センター
よろず支援拠点:各県に配置】
- ・ 相談料は無料、何回も可能。
 - ・ サテライトや出張相談会を随時実施
 - ・ 専門家が窓口等で相談対応
 - ・ 必要ならば、ミラサポ等で専門家派遣
 - ・ 企業の秘密は厳守

本日の内容

- 1.なぜ、今、事業承継か…
- 2.事業承継を準備しておかないと…
- 3.どんな形で事業承継するか…
- 4.何を準備するか…
- 5.何かメリットがあるか…
- 6.考えるための支援はあるか…
-  7.参考資料は…

各種の情報源

1. 中小企業庁 財務サポート「事業承継」

- <http://www.chusho.meti.go.jp/zaimu/shoukei/index.html>

2. 中小企業基盤整備機構 「事業承継ポータル」

- http://j-net21.smrj.go.jp/well/shoukei_p/index.html

3. 三重県事業承継・引継ぎ支援センター

- <https://www.miesc.or.jp/support/contents/150/>

4. 中小企業庁 ミラサポ 未来の企業応援サイト

- <https://www.mirasapo.jp/succession/index.html>

事業承継計画のイメージ・参考資料

1. 現状の把握

会社概要の把握

会社概要

会社名	A社	事業の特徴 将来性	・現在創業80年で相談者は3代目 ・本社工場と東京営業所あり ・新商品を開発中でヒットすれば会社の業績は飛躍的に伸びる可能性あり
住所			
事業内容	薬品・健康食品製造業		
創業年月	昭和3年	事業の強み	・競争力の高い自社商品 ・研究開発力(研究者)
代表者		事業の弱み	・研究者の高齢化
代表者年齢	60歳		
経営理念	〇明文化している / 明文化していない		

財務状況	売上高(3期前)	10億円	売上高(2期前)	10億円	売上高(直前期)	10億円
	経常利益(3期前)	5千万円	経常利益(2期前)	5千万円	経常利益(直前期)	5千万円
	流動資産	3億円	流動負債	2億5,000万円	金融機関等借入金	1億円
	固定資産	2億円	総負債額	3億円	役員・親族借入金	0円
	総資産額	5億円	含み益(損) ※土地、株式等	5,000万円	役員・親族貸付金	0円
			資本金		2,500万円	

従業員		10・20歳代	30歳代	40歳代	50歳代	60歳代～	合計
	役員				1	3	5人
	正社員	7	6	5	9	8	35人
	パート社員						

自社株及び親族関係	株主(出資者)名	続柄	出資割合	親族 関係図	本人 (60歳) T社3代目社長 妻 (59歳) 専業主婦 長男 (33歳) 後継者 次男 (31歳) 公務員 長女 (29歳) OL
		本人	70%		
		弟	10%		
		伯母	5%		
		叔父	5%		
		他人	5%		
自社株式保有状況		他人	5%		

個人財産の概算	現預金	5千万円	有価証券	内訳	時価総額	建物	内訳	固定資産税評価額
	その他資産			自社株	1億7,500万円		自宅用	1,500万円
	会社への貸付金			上場株式	円		当該事業用	円
	生命保険			その他(国債、非上場株式等)	円		その他	円
	その他			内訳	金額			
	負債		土地	自宅用	6,000万円	資産合計		3億円
	会社からの借入金			当該事業用	円	負債合計		円
	その他			その他	円	個人保証		円

後継者候補	氏名	続柄	年齢	社内 社外	経歴・ポスト	経営能力	経営者 との関係	従業員 との関係	経営 意欲
		長男	33	社内 (総務)	製薬会社→3年前入社→ 取締役総務部長	開発・生産の知識はあるが、 リーダーシップや財務知識は不足	良好	人望厚く 信頼有	あり
		次男	31	社外	公務員	未知数	良好	接点なし	なし
		長女の夫	35	社外	銀行員	未知数	疎遠	接点なし	なし

相続発生時に予想される問題点

法定相続人の間の人間関係、その他予想される問題点はありますか					
・なるべく資産を長男に相続したいが、次男や長女の遺留分を侵害する恐れがある ・祖父の代の相続で、伯母や叔父に株式が分散している					
相続税額の試算はできていますか	いる / (いない)	試算額		納税方法は?	決めていない
具体的な分配方針は決まっていますか		次男と長女にも一定の財産は分配したい			

2. 関係者(後継者、親族、役員等)との意思疎通

関係者の意見	氏名	続柄・役職	事業承継に対しての意見の内容
	長男		創業以来の経営理念を是非とも引き継ぎたい。しかし、まだ足りないスキルがあるのでは。
	次男		家族会議で後継のことは兄に任せることに決めた。事業用の資産は要らない。
	長女		よくわからない。相続も関係ないのでは。
	弟		長男が継ぐことには賛成。株は買ってくれるなら売ってもいい。
	専務		長男が継ぐのだから、まだ早いのでは。

3. 承継の方法、後継者の確定

①以上を踏まえ、後継者を確定しましたか。

後継者続柄	強み	弱み	現状行った、行っている教育
長男	薬学部で学んだ薬品知識 開発意欲	財務・営業	総務(経理含む)は担当中 継続的に対外研修を受講している

②事業承継方針を社内・取引先企業・金融機関等に公表しましたか

誰に	親族	社内関係者	取引先企業	金融機関	していない
内容	(後継者)・承継時期	後継者・承継時期	後継者・承継時期	後継者・承継時期	

4. 事業承継対策への方針

承継時期		5年を目処に考えている				承継後の会社への関与		社長交代後、3年間は会長、その後相談役を2年、10年目に完全引退				
経営計画	定性目標		創業からの理念を継承しながら、新たな商品開発によって業績を拡大する									
	直前期	1年目	2年目	3年目	4年目	5年目	6年目	7年目	8年目	9年目	10年目	
	売上高	10億円	10億円	10億円	10億円	10億円	13億円	13億円	13億円	13億円	13億円	15億円
	経常利益	5千万円	5千万円	5千万円	5千万円	5千万円	7千万円	7千万円	7千万円	7千万円	7千万円	9千万円

5. 実施済の取り組み

実施済は内容を記入	暦年課税制度を活用した生前贈与	株式譲渡制限条項の設置	贈与税・相続税の納税猶予制度の活用
	相続時精算課税制度を活用した生前贈与	相続人に対する売渡請求条項の設置	民法の特例の活用
	遺言の活用(公正証書遺言・自筆証書遺言)	議決権制限株式の発行	金融支援の活用
	遺言信託を活用	拒否権付種類株式(黄金株)の発行	後継者候補の報酬を増額
	任意後見制度の活用	生命保険の活用	事業承継に先立って債務の圧縮を実施
	株式の買取(経営者・後継者・法人)		債務保証軽減のため金融機関と交渉
特に取り組みは行っていない			

【その他の情報】

- ・今年の正月に家族会議を行い、長男を後継者とすることを決定
- ・そろそろ社内にも公表しようと思っているが時期は未定

事業承継計画のイメージ・参考資料

社名		A社				後継者		親族内・親族外				
基本方針	・長男への承継 ・5年目に社長交代。(代表権を長男に譲り、現経営者は会長へ就任。10年目に完全引退) ・長男に総務・経理を担当させ社内のローテーションを終了させる。外部の後継者教育講座も受講。 ・現経営者の財産内容がほぼ固まるところで公正証書遺言を作成する。											
	項目	現在	1年目	2年目	3年目	4年目	5年目	6年目	7年目	8年目	9年目	10年目
事業計画	売上高	10億					13億					15億
	経常利益	5千万円					7千万円					9千万円
会社	定款・株式・その他		相続人に対する売却請求制度の導入	現経営者の弟から金庫株取得	元役員C氏から金庫株取得		現経営者に退職金1億円支給					
現経営者	年齢	60歳	61歳	62歳	63歳	64歳	65歳	66歳	67歳	68歳	69歳	70歳
	役職	社長					会長			相談役		引退
	関係者の理解	家族会議	社内へ計画発表		取引先・金融機関に公表							
	株式・財産の分配						公正証書遺言の作成					
		70%	67%	64%	61%	58%	10%	10%	10%	10%	10%	10%
	持株(%)		暦年課税制度				相続時精算課税制度					
	その他											任意後見契約
後継者	年齢	33歳	34歳	35歳	36歳	37歳	38歳	39歳	40歳	41歳	42歳	43歳
	役職	取締役	常務		専務		社長					
	教育	社内	総務・経理部長	営業部長兼務								
		社外	継続的に対外研修受講	経営革新塾各種セミナー								
	持株(%)	0%	3%	6%	9%	12%	60%	60%	60%	60%	60%	60%
補足		・5年目の相続時精算課税制度による贈与時に「中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律」の活用を検討する ・遺留分に配慮した遺言の作成(妻へは自宅不動産と現預金、長男へは自社株式、次男・長女へは現預金をそれぞれ配分)										

事業承継計画のイメージ・参考資料

社名		後継者											親族内 ・ 親族外		
基本方針															
	項目	現在	1年目	2年目	3年目	4年目	5年目	6年目	7年目	8年目	9年目	10年目			
事業計画	売上高														
	経常利益														
会社	定款 ・ 株式 ・ その他														
	年齢														
現経営者	役職														
	関係者の理解														
	後継者教育														
	株式・財産の分配														
	持株(%)														
	年齢														
	役職														
後継者	後継者教育														
	社内														
	社外														
	持株(%)														
補足															

事業承継計画 様式

http://www.smrj.go.jp/doc/tool/jigyoshoukei_keikakuhyou.xlsx



事業承継マニュアル(中小企業庁)

<http://www.chusho.meti.go.jp/zaimu/shoukei/2017/170410shoukei.pdf>

[参考] 先代の生活費はどうする？

- 個人事業の場合
 - 家族として専従者として働く。
 - 顧問として一定期間は技術指導などの業務を担当する。
 - 土地・建物などがあり、事業に関連している場合は、賃貸料を払う。
 - 個人への未払金がある場合は、定期的に返済する。などなど....。
- 法人の場合
 - 顧問として一定期間は技術指導などの業務を担当する。
 - 役員退職金を多く出す(退職金の所得税は低い)。
 - 個人資産を事業に提供している場合は、賃貸料を支払う。
 - 役員借入金や未払金がある場合は、定期的に返済する。
 - 少数の株式を持ち、優先株として、配当を優遇する。などなど....。

最後に

事業承継の税制のメリットがある10年間といっても、あっという間にやってきます。

**いつかは考えなければならないなら、
早め早めで手を打つことが、安心となり、
よりよい製品・サービスの提供にもつながります。**

結果的に、お客様との絆をつくるためにも、有効です。

今すぐ、取りかかられることをおすすめいたします。